

第二日 平成二十六年三月七日

開 議 午前十時

【開会前に事務局長より、工藤 勲農業委員会会長が所用のため、野呂廣志会長職務代理が出席する旨が報告される】

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、四番鶴賀谷 貴君に一般質問を許します。

四番鶴賀谷 貴君。

〔四番 鶴賀谷 貴君 登壇〕

○四番（鶴賀谷 貴君）

皆様、おはようございます。

議長のお許しがありましたので、発言させていただきます。

質問に入る前に、この三月にて退職される管理職及び職員の皆様、長年のご尽力に対しまして心から感謝申し上げます。

これからもご健康で、それぞれのお立場の中でご活躍されることをご祈念申し上げます。長い間、大変お世話になり、まことにありがとうございました。

それでは、平成二十六年第一回定例会に当たり、さきに通告いたしました項目につきまして質問させていただきます。

平田町長初め各担当者から明快なるご答弁をいただきますようお願い申し上げます。

まず初めに、学校給食について質問をします。

人間の体を形成する上で最も必要な時期である小学生から中学生までの栄養のとり方が人体に大きく影響します。しか

し、何らかの原因で特定の食物が自分の体にアレルギーを起こす人がおります。大人でも食物アレルギーのある方が年々増加しています。当町では、小学校、中学校で学校給食を実施していますが、食物アレルギーを持つ児童生徒の現状についてお尋ねします。

また、平成二十四年十二月には、東京都調布市の小学校で食物アレルギーを持つ小学五年生の子供が給食を食べた後に死亡するという痛ましい事故が発生しています。当町において、これまでに食物アレルギーが原因で事故が発生しているのか、お尋ねします。

食物アレルギーの原因としては、卵や乳製品、小麦、ピーナッツなどが挙げられますが、調理をする際には広く使われている食材です。万が一、食物アレルギーが原因で事故が発生した場合の対策についてお尋ねいたします。

次に、りんご共済加入の補助金についてお尋ねします。

昨年は台風十八号による水害で多くの方が被害に遭いました。改めまして、この場をおかりしてお見舞いを申し上げます。災害は一瞬で起こりますが、復興復旧には多くの時間を必要とします。二度とあのような災害が発生しないことを望んでおります。当町では被害が発生した場合、農家の方の被害を補償するためにりんご共済加入の補助金を支給しておりますが、加入率と補助内容の現状についてお尋ねします。

また、岩木川の中流部の白子地区は、一年間に数回の冠水の被害が発生しておりますが、この白子地区のこれまでの災害についてお尋ねします。

最後に、最も多く災害が発生している白子地区の補助率を引き上げていただき、加入率を増加して災害が発生したときでも被害農家が一日も早く復旧できるよう、より多くの補償金を得られるような対策が必要と思いますが、町長のお考えをお尋ねして、壇上からの質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

四番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁を求めます。

平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、早速、鶴賀谷 貴議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、教育行政についてのイの学校給食についての食物アレルギーを持つ児童生徒の現状についてであります。医師の診断と保護者との面談に基づき、学校給食に何らかの対応が必要であるとされる人数については、四月入学予定を含む児童、いわゆる小学生であります、三十四人、そして生徒、いわゆる中学生でございます、七人の合計四十一人です。

次に、食物アレルギーが原因での事故についてであります。これまで幸いにも事故等については発生してございません。

次に、食物アレルギーの対策についてであります。町教育委員会では今年度より食物アレルギーを持つ児童生徒及び保護者に対する教育的配慮も含めた対応が大切であると考え、その対応について全ての学校で統一的な対応が必要なため、基本的な方針を示したマニュアルを作成しております。このマニュアルは、医師の診断に基づき、食物アレルギーが明確であることを前提として、学校給食を中心とした学校生活での管理指導の基本を示したものであります。保護者と学校、教育委員会、給食センターなどが正確な知識と共通認識を持つことで食物アレルギーの事故を防止し、全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を過ごせるよう、今後も安全安心な学校給食の提供に努めていくことが重要であると考えております。

次に、災害についてのイのりんご共済加入補助金についての加入率と補助内容の現状についてであります。平成二十五年産リンゴのりんご共済加入状況は加入件数が二百二十八件、引受総面積が二百七十九・七八ヘクタール、加入率が三九・一％でありました。これに対し、町では農家負担額の一五％に当たる百四十六万七千円の助成を行っております。

次に、白子地区のこれまでの災害についてであります。平成十六年から十年間の被害について、発生時期などの理由から実害とならなかったものも含めると、平成十八年、二十年を除き毎年増水被害が発生しております。今年度以外では平成十六年九月に発生した台風二十一号に伴う増水による被害が最も大きく、樹冠浸水四十八・五ヘクタール、四千五百七十万八千円の被害でありました。

次に、白子地区の補助率を上げられないかについてであります。りんご共済につきましては平成二十一年産から町単独助成を行ってきており、補助率は二十一年産は農家負担額の一〇％、二十二年産からは一五％を助成してきたところでありました。昨年の台風十八号被害を受け、町では白子地区の水害常襲地帯にリンゴ園を持つ農家に対して、総合方式に加入する場合は農家負担額の三〇％を助成する方向で検討しており、町と農業共済組合ではことしの一月下旬に白子地区のリンゴ園のある農家を対象に戸別訪問を行い、加入推進を図っているところでございます。

以上、鶴賀谷議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

四番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、四番鶴賀谷 貴君に再質問を許します。四番鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

まず、学校給食についての（一）食物アレルギーを持つ児童生徒についてから再質問させていただきます。

先ほど町長から答弁がありましたけれども、入学予定者も含めて児童が三十四人、それから生徒が七人、合計四十一人

という答弁がありましたけれども、食物アレルギーの症状のレベルについての比較というんですか、人数というのは把握しているものですか。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

症状につきましては、全て医師の診断に基づいておりますので、ショック状態、呼吸困難等々の方はおりません。ちょっと赤くなる、じんま疹が出る程度の方がほとんどでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

その調査する時期ですけれども、当然、小学校一年生に入る入学前だとか、中学校一年生に入る前だとかというのは当然やっていると思うんですけれども、人間の体って常に変化していきますけれども、在校生について、例えば小学校二年生から六年生だとか、中学校二年生、三年生の方々の調査というのはどのようになっているものですか。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

まず、就学前、翌年度の春に入学する予定の方は大体、就学時健診が十月から十一月に予定されておりますので、その時期にアンケート用紙、アレルギーがあるかないかということを保護者の方に回答していただいて、「ある」にチェッ

クが入っている場合に、要は養護教諭の方とまた濃く面談していただいて、医師の診断が必要かどうかということで進めております。

在校生につきましては、各学校のタイムスケジュールにもよりますけれども、同じようなアンケート用紙を在校生全員に配布します。そこでアレルギーあるなしのチェックの「ある」にあった方の保護者に対して養護教諭、同じやり方ですけれども、面談して医師の診断が必要かどうか。要は、時期的にはいつも秋、毎年、これは先ほど町長の答弁にありますけれども、ことしつくったマニュアルに基づきまして実施しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

入学時だけでなく通年でアレルギーについて調査しているということですので、引き続きそれを継続していくことをお願い申し上げたいと思います。

それでは、（二）に移ります。これまでに食物アレルギーが原因での事故は当町においては無いということですのでございました。非常に喜ばしいことだと私は思います。先ほど答弁にもありましたけれども、マニュアルをつくる前から当町では給食が自校式だという形で給食を実施しておりましたので、そういったときでも食物アレルギーの事故がなかったということは、そういう職員の皆様、その他、保護者、学校、その方々が一致団結してきたんだということ、対応してきたんだと、このように思っていますので、引き続き事故がないようにご指導をお願いしたいと思います。

それでは、三番目の食物アレルギーの対策についてでございます。先ほど重症な症状レベルの質問をさせていただきましたけれども、そういう重症な方は今現在いないという答弁をいただきましたけれども、よく聞くのは食物アレルギー

が発生してから医師の診察、医師の治療を受ける前までが大事だというお話を聞きます。そういった意味において、アドレナリン酸を自己注射するという、エピペンという注射薬みたいなのが重症な人は医師から処方されていると思いますけれども、このエピペンを常時備えなければならない児童生徒の方は今現在いらっしゃらないということによろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

佐々木所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

現在六年生に在籍しておりますが、町外の中学校に進学する予定ですので、新年度からは、症状が進行しない限り、今の調査の時点では四月からはない予定でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

そうすれば、今、小学校六年生には今現在在籍しているので、今現在はそういう……。今、中学校からいなくなると言った……。小学校まで。ごめんなさい。もう一度お願いします。

○議長（野呂日出男君）

佐々木所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

現在小学校六年生です。卒業して進学先が町外の中学校に進学なさる予定になっていきますので、その他の子供たちが病状が重くならない限りは、四月以降はいないことになります。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

今現在、そういうエピペンに関する学校とのやりとり、保護者とのやりとりは緊密に行われているということなんですね。

○議長（野呂日出男君）

佐々木所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

エピペンは基本的にその患者さんに対して医師が必要であると処方されるわけですから、いろんな症状があってもエピペンを使う必要がないと医師が診断をすればエピペンは処方されないわけです。実際、病状が進行したりしてエピペンを処方された場合にどうするかというのは前もって学校のほうで予備知識として必要であると思われるので、今年の八月、教育講演会を毎年やっているんですが、そこでこのマニュアルを監修していただいた浪岡の旧岩木病院、今の青森病院のアレルギー科の先生に講師になっていただきまして、練習用のものがあるんです。それを実際手にとって、模擬という感じで、昨年一回だけ実施しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

先ほど私、登壇でお話しした子供さんも何かそのエピペンを打たなかったのが原因だみたいな報道もされているので、



そのエピペンというのは重症患者にとってみれば命を守るものですから、重要な対策って必要なのかなと思っております。

先ほど、昨年作成した食物アレルギーのマニュアルという言葉いただきましたけれども、それはどういうふうなマニュアルになっているのか、簡単でいいのでちょっとご説明をお願いします。

○議長（野呂日出男君）

佐々木所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

今まで各学校でマニュアルがなくてもそれぞれ現場で一番最良と思われる対応をしてきたわけなんです、やっぱり調布の事故があってから町として統一的な対応をすべきということでマニュアルを作成したわけなんです、中身としては、学校でそれぞれ校長先生の指導のもと各先生方に職務別で対応の仕方、それから全職員で共通認識、共通理解が必要であるということから作成したものでございます。最悪、ショック状態が起きた場合の対応のフローとか、そういうものも載せてございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

文部科学省では、先ほどちょっとお話ししましたけれども、学校給食において食物アレルギーの対応のレベルを公表しております。まず、レベルーというのは、献立表で学校給食の原材料を自治体で公表していますので、要はそれに基づいて保護者とか先生方、症状を持っている子供さんたちも注意して、自分たちの判断で食べなかつたり食べたりするレ

ベルが一で、それがちょっと可能でない場合は給食を全く食べないで弁当を持ってきてくださいよと、家庭でつくった弁当を持ってきてくださいよというレベルがあって、だんだんレベルが高くなれば先ほどお話ししたようにエピペンだとかという症状になっていくんですけれども、町長にお尋ねします。先ほどもちょっと言いましたけれども、弘前、青森市、報道でご存じのとおり、学校給食を実施している、これから実施する自治体においても食物アレルギーに関しての施設をつくっているということがございます。今後、当町においても食物アレルギーで重症な方が入学してきた場合、今後そういうアレルギー対策のために給食施設のことを、そのために施設をつくっていくとか、ちょっと改造してでもつくるといふ、そういった考え方があるのかないのか、お尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まずは、三小学校、それから二中学校、完全に五校、完全給食でございますので、まずは教育委員会学務課、そして給食センター、そして学校、地域と保護者の方々と情報を密にして、軽症であってでも細心の注意を払って、そういう場合は対応していくと。ただ、重度がどんどんふえてきた場合では、町独自というよりも、やっぱり弘前の定住自立圏とか、今すごく機能してございますので、一つ一つの自治体でそういうような施設を設けるといふのもなかなか厳しい財源等もあるので、そうなった場合はいろんな意味で広域で今後に向けて協議していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

この学校給食について、最後でございます。

毎月、献立のお知らせという形で給食センターから中学校用、小学校用と出されております。保護者及び子供たちもこれ見るんですけれども、この機会にぜひちょっと今月の三月号の、献立だけではないんですよ、この献立表の中に。最後、下のところに各月なんですけれども、メッセージが書かれているんです。このことをちょっと皆さんにご報告したいと思います。

これ中学校用です。三年生の皆さんへ。いよいよ卒業の時期がやってきました。三年生の皆さんにとって、六日が藤中、七日が明德中学校が最後の給食となりますね。きょうは明德中学校三年生は最後の給食になるわけですね。皆さんの前にはすばらしい可能性を秘めた未来があります。時には困難にぶつかることもあるでしょう。でも、ピンチはチャンスとして頭を切りかえて、前向きに進んでほしいと思います。いざというときに物を言うのは体力と気力、そしてその基礎となるのは毎日の食生活です。どうか食べることを大切にしてください。そして、夢に向かって輝く未来を切り開いてってください。というメッセージがあるんですね。私、この担当者の人すばらしいと思いますよ。毎月苦勞していると思いますけれども。ですから、この献立、確かに食物アレルギーを持っている保護者や生徒が真剣に見て、その他でない人はきょうは何だべなとかという形で見ているかと思います。でも、こういったメッセージというのはすごく励みになると思いますので、どうか引き続き、ここはやってほしいなど。学校給食にちょっと関連しての要望でございますので、受けとめておいていただきたいなと思います。

ということで、答弁引き出せという町長の声がありますので、どなたでもよろしいので、ご発言をお願いします。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

献立もそれぞれ、けの汁ですとか、あと季節で節分のとき豆もつけたり、いろいろ担当のほう工夫しております。今回議会のほうでお褒めをいただいたということをご本人に伝えまして、なお一層の励みにさせたいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

藤崎町の学校給食というのは、我々地元にいるとなかなか気がつきませんが、非常においしくて栄養が高いということでは近隣ではちょっと有名な学校給食を実施しているみたいですので、引き続き安心安全な給食を提供していただきますことをお願い申し上げます。

それでは、りんご共済の補助金についてお尋ねいたします。先ほど加入率三九%弱という形で、件数でいえば二百二十八件ということがありましたけれども、国とか県とかは加入率を、私の記憶でいけば何%とかという目標を設定して各自治体に協力要請していると思うんですけれども、その数値があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

県では五〇%を目標にしています。町も同じく五〇%ということで設定してございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

目標は五〇％で、年々補助金を支給しているのが上がってきて今三九％と、あと目標に対しては一〇％の差があるということですので、引き続きその五〇％を目標に努力していただきたいなと思っております。

町長の答弁にもありました、平成二十一年度は一〇％の補助率を二十二年度から一五％にして今現在があるということですがけれども、これは近隣市町村では一律なんですか。それとも、その自治体によって補助率というのは違ってきているのか、お尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

近隣の市町村、ひろさき広域農業共済組合管内ということで報告しますけれども、市町村によっては対応が違います。ちょっとご紹介させていただきます。黒石市、大鰐町、田舎館村、これが一〇％の助成をしております。弘前市では一五％、それから西目屋村では二〇％。それから平川市、これは一点方式、二点方式という方式がございまして、三点になれば例えば風とひょうと霜とか、そういうのがあるんですけれども、それと総合、それによって率を変えています。一点では一〇％助成と、それから二点セットのものについては二〇％、それから三点もしくは総合に入った場合は三〇％というふうにしてございます。ちなみに隣の板柳町も、これちょっとはっきりした数字はつかないんですが、平川市と同じような方式でやっていると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

そうすれば今、先ほど答弁がありましたその一五％というのは、当町は全部一点、二点、三点関係なくという考え方でよろしいんですね。分類をしていなくての一五％助成という形ですね。わかりました。

それでは、白子地区の災害、町長もご存じのとおりですけれども、雨降ったといえは冠水する、洪水の常襲地帯ということをおっしゃっております。平成十六年の台風二十一号では四千五百七十万円の被害があったということでもございましたけれども、昨年の十八号の台風も相当な被害が発生したと思われるんですけれども、昨年の台風十八号の被害というのは把握しているものなんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

面積が浸水も含めて約六十町歩あります。その樹冠浸水、冠水した部分、リンゴそのものの被害ということになりますけれども、それで一億二千六百万円。それと同時に、水が来たことによって樹体損傷もあったということで、それが五千万円ほどですから、合わせて一億七千万円というふうな被害金額になってございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

相当な規模の災害があったという、本当にあの現場を見た人から見ればすごい金額になるんだろうなと思ったけれども、改めて一億七千万円という数字を聞くと、非常に大きな災害だったんだなと思います。この件に関しては、後で奈良議員のほうからも一般質問出ているみたいですので、私はここまでにしますけれども。

続きまして、町長の答弁で三〇%にしたいという思い、大変喜ばしくて非常に農家の方々に関しては勇気づけられる施策だなと思います。一五%の今のところと三〇%にしたいというところのことでいえば、財政的な裏づけはどのぐらい、この加入率の問題もありますよね。白子地区の全世帯の方が加入するのかといえばなかなか難しいと思いますけれども、ある程度町では試算していると思いますけれども、町の負担、補助金の負担増はどのぐらい見込んでおりますか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

先ほど言いました白子地区の今回の被害ということで、浸水も含めまして、これ属地なんですけれども、六十町歩ありました。そのうちの約三十町歩が七〇%以上の被害を受けています。ということは、七〇%以上ということはほとんど一〇〇%に近いんですよ。その分の三〇%が来年度から、二十六年度から共済組合のほうで対応した総合短縮方式というのは一般方式と一ちょっとそれ説明しますけれども、今まである一般方式というのは七月までに加入した場合に次年産のリンゴに対して補償の対象になりますよということ。非常に人気なくて、入ってもすぐ対象にならないということで人気なかったんですが、今回新しい方式については四月から収穫までの八カ月には絞った形、つまり短縮なんですよ。雪害を除いた分ということで、その短縮方式で一ちょっと試算してみます。三十町歩ということで、その中でもふじを想定します。ふじは一箱、掛金で八十一円です。総合一般方式は八十五円なんですけれども、短縮方式は八十一円

と。三割カットの七割という形で見ますと、ふじで一箱二千五十円の補償ということになります。補償のほうはいいですけれども、掛金の三割ということであれば、まず三十町歩について、農家の方がさっき言った八十一円とした場合、そして引受数量を十アール当たり百箱を想定します。これは農家の方のシンコウで百五十でもいいんですけれども、一応、共済組合で出している試算というのが百箱を想定してまず農家の方に説明していますので、百箱で想定します。そうすると、三十町歩ですから三万箱になります。三万箱に一箱当たり八十一円を掛けると二百四十三万円の掛金総額ということになります。そのうちの三〇％を町が助成した場合、百七十万円ちょっとの負担ということになります。その負担まででいいですか。そういうことになります。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

補助金の補助率を三〇％にすれば、今現在百七十万円の町負担の分がふえるという話を今お聞きしました。

それでは、想定できるかできないかというのは別なんですけれども、仮にその三〇％で今の想定で、町がつくった今の想定で今年の台風十八号、一億七千万円の被害があった台風十八号の規模の被害があった場合、農家の人たちはそれに入っているおかげでどのぐらいのメリットを受けられるのか、シミュレーションがあれば教えてください。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。



一億七千万円については樹体損傷も入りますので、樹冠浸水のリンゴそのものの被害ということであれば一億二千六百万円です。今回のその短縮方式については、枝割れとかそういうのは対象にならないということで、一億二千五百万円になる。それに対して今回百七十万円ちょっとの賦課金ということになるわけでございますけれども、ここ三十町歩です。それに対して一箱二千五十円。大体三千円ぐらいを想定していると思うんですけれども、そのうちの七割、三割カットですから七割、二千五十円ということにしますと、約六千五百十万円の補償額といいますか、それが入ると。一〇〇%被害があった場合ということです。そういうふうになります。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

最後に町長にお尋ねします。

当然今の答弁のやりとりの中で、町では補助金を出すので各農家が入る意思がないとなかなか伝わらない部分もあります、これ。これは現実あります。一〇〇%町で補助金を出すのではないので、そこはあります。そこをどうクリアするかというのが非常に難しい問題もありますけれども、去年みたいなああいう本当に想像もつかない災害を目にすれば、今、答弁のやりとりの中でも町でも協力するんだと、ですから農家の人たちも加入してくれと、こういう災害あったときは対象になればこういうふうになるんだということも説明しながら、加入の増進に努めていただきたいなと思っております。

岩木川の中流部というのは、町長もう議員時代からご存じだと思います。あそこが災害が多く発生するので、災害があれば、あそこで栽培してるはんで当たり前だねという意見もあります。そのとき、私はこう言うんですよ。じゃあ地震

が多いところに家建てた人、地震で災害あれば当たり前だと言うんだがと。私はこう言います。あそこの地域は昔から災害あったのは、私も藤崎に来て勉強してわかりました。だけれども、ここ近年は非常にゲリラ的豪雨、異常気象で、災害の頻度が非常に多い地域なんですよ。昔はそうでもなかったんですよ。災害あっても。というのも、私自身も農家の方々とお話ししながら、いろんなお話聞いた中で私自身もそういうふうに思います。

ですので、今回私が言いたいのは、そこが危険率が多いから、なかなか掛金も高くて入れない農家の人たちが最終的に災害があったとき非常に苦労している。これ行政もそうだと思います。やっぱり行政も災害があったときには、非常に多額のいろんな援助をする資金もかかります。ですから、それを何とか農家の方たちもよく行政もよくってせば、やっぱり災害があったときの共済の加入率を高めていくことが非常に大切だと思っております。そういった意味において、今回、補助の助成を三〇%にするということは、非常に町長のあそこの地域に対する思いがあったと思います。ですので、今後それも含めて、あの岩木川中流部、白子地区の整備をどういうふうに町長は考えているのかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まず、果樹共済についてのお話をちょっとして、総体的な話をしたいと思っております。

残念ながら、昨年の一晩で二百ミリを超える台風によるゲリラ豪雨、これによって我が町の平川、そして岩木川の合流地点、白子地区が相当ダメージを受けました。議員の皆さんも早速あの現地に入って、議長初め常任委員長から要望書もいただきまして、また役場職員も皆さんわかっているとおり九月十八日から約二週間、二十五人体制で瓦れきの撤去にも当たりました。その際、私が農政課初め担当課に言ったことは、ここはまさしく常襲地帯だから、ある意味では車

の任意加入の保険と同じく、農家の方が果樹共済に入りやすいシステムをもう構築するように検討しなさいということで今回の短期の総合式、三割の助成というような形になったところでございます。ただ、相当ダメージも受けていますので、果たしてことしから掛金七割自己負担でございますので、その辺は農家独自の判断もあります。ただ、行政といたしましては、万が一のために加入促進のためには共済組合等と連携しながら今後も続けていきたいと思っております。

さて、今度は総体的な常襲地帯をどう解消するかということでございます。これは、前も台風被害あってからも関係する国土交通省あるいは県の整備部に私初め近隣市町村も相伴って、ある意味で合同陳情も何回となくしました。もちろん本省のほうまで行って、国土交通省、農水省のほうにまで行っていろいろ要望してきたところでございます。まずは我が町のことだけ考えると、どういう水害にも対応できる築堤をしてくださいというのが簡単であると思えますけれども、まずは上流から下流までの全ての市町村のことを総合的に考えて河川の改修工事やは考えていかなければならないということでございます。ですから、私がその機関によく言っていることは、まずは津軽ダムの早期完成、これは広域で求めています。それから、河道掘削、樹木伐採、これでも相当防げるというような話もしていますので、まず見た形で樹木が相当生い茂っているところは河道掘削、樹木も次年度から、あるいは前からやっていますけれども、総合的に上流部から下流部までやってくださいよという話もしています。ただ、この築堤に関しては、やっぱり国交省も農水省も民家あるところ優先でございます。残念ながら対岸の弘前の大川地区は民家がありながらも築堤がないということで、去年の秋、緊急な対処はしましたけれども、これから本格工事に入ります。あらゆる機会を見て、自然の恵みを受けてやっている我々人間、農家の方々、あるいは時には人類を襲うような自然災害もありますので、その災害がないことを祈りながら、あったときに最小限の被害にとどめるような形で、これは町の町長として、あるいは近隣市町村ともスクラム組んで、機会あるたびに県、国にまた働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

最後にいろいろな、町長から前向きな答弁もいただきました。引き続きこの岩木川中流部、町長も農家ですから、災害があったときの苦しみや悩みとかというのはもう体験していることだと思います。そういった意味において、今年の台風で農家をやめる方が出ないような、今苦しいけれども町でもこういうふうに支援してもらっているのもう一回頑張るべという、そういった農家の方が一人でもいるように、一人でも多く、またこれから代がかわってでも頑張っていくべという、そういう前向きな農家がいてもらえるような施策をしていってほしいなと思って、強く要望して私の質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

これで四番鶴賀谷 貴君の一般質問は終了いたしました。

次に、一番奈良完治君に一般質問を許します。

一番奈良完治君。

〔一番 奈良完治君 登壇〕

○一番（奈良完治君）

議席ナンバー一番奈良完治です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成二十六年最初の町政に対する一般質問をさせていただきます。

さて、平成二十六年初頭は三年続きの低温豪雪に見舞われることなく、二月末現在で今年の積雪の半分ぐらいと、非常に過ごしやすい冬を過ごしていたのではないかと思います。一昨年、昨年と除雪の苦情を寄せられた建設課の職員

の方々、また町長も本年は精神的にも非常によい年のように思われているのではないのでしょうか。願わくは本年のような冬が続いてほしいものです。

さて、平成二十五年の振り返りについては、昨年十二月定例会である程度お話しいたしましたが、当町にとって明るい話題、また暗い事例があったように思います。明るい話題の代表は、本年も開催予定の梅沢富美男さんの講演、ふじワングランプリ、青森ねぶたへの参加、そして秋まつりの大成功であったように思います。また、暗い事例としては、何とんでも九月十六日に来襲した台風十八号です。日本各地に大被害をもたらし、青森県全域、そして当町でも白子地区を中心としたリンゴ園が多大な被害を受けたことは記憶に新しいところであります。

さて、そこで質問をさせていただきます。災害は未然に防ぐことが一番重要ですが、起こってしまった場合の処置、処理、つまり対処、再生をさせていくことも重用であります。そこで、町としての被災農家に対する農業災害対策事業の実行状況を五点ほどお尋ねいたします。

一つ目は、樹冠浸水りんご園地特別防除対策の実施状況。

二つ目は、被災りんご園防除用薬剤費緊急助成の実施状況。

三つ目は、被災りんご園再生産支援助成の実施状況。

四つ目は、被災りんご園補植苗木等購入助成の実施状況。

五つ目は、被災りんご園資材及び機械復旧費助成の実施状況。

以上の五項目を具体的にお知らせください。

被害に遭われた農家の方々に改めてお見舞いの言葉をおかけすると同時に、何とか行政のアフターケアの中で意欲を失うことなく、力強い前進を願うものであります。

そして、もう一つの質問は、社会資本整備事業の消融雪溝についてです。

よく消融雪溝は雪の置き場のない市街地に必要で、土地の広い農村部では整備が不必要と、間違った認識を持っている方々がいらっしゃるようですが、消融雪溝は道路の雪を捨てるのが基本で、敷地内の雪捨ては二次的要素ということが一般的な常識です。私の地元、中野目町内、そしてほかの町内を見渡しても、国道、県道はある程度道路幅も広く、機械除雪でも機能を果たしています。しかし、一步脇道、町道へ入ると、道路幅も狭く、除雪しても車が一台やっとという場所が多数存在しています。ゆえに、町民の多くが設置を望んでいる事業なのです。

藤崎町総合計画基本計画の中でも、アンケート調査でも基盤分野において不満足度、最大マイナス五ポイントの中でのマイナス三・〇三という、ほかに類のない断トツの悪い数値が出ています。弘前市のスマートシティをまねるわけではありませんが、国は水素発電事業を、藤崎町は上下水道事業が一段落している今こそ進めるべき事業と確信しています。

そこで、現状について四項目ほど質問させていただきます。

一つ目は、今現在の消融雪溝の整備地区名と水源ポンプ設備などの数について。

二つ目は、性能どおりの機能を果たしているか、水量などの苦情はないか。

三つ目は、ポンプのランニングコストと設備などの修繕費用は年間どのぐらいなのか。

そして最後に、今年度からの整備計画をお尋ねいたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

一番奈良完治君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

早速、奈良完治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、災害対策についてのイの台風十八号災害の被災農家の救済策についての樹冠浸水りんご園地特別防除対策の実施状況についてであります。対象者は六十一件中十八件の申請となっております。

次に、被災りんご園防除用薬剤費緊急助成の実施状況についてであります。対象者六十一件中五十四件の申請となっております。

次に、被災りんご園再生産支援助成の実施状況についてであります。対象者二十九件中二十三件の申請となっております。

次に、被災りんご園補植苗木等購入助成の実施状況についてであります。対象者が三十八件中七件の申請となっております。

次に、被災りんご園資材及び機械復旧費助成の実施状況についてであります。資材助成につきましても対象者三十七件中八件、機械助成につきましても対象者二十七件中十二件の申請となっております。

いずれも二月末現在の実績でございます。まだまだその救済に申請していない農家もありますので、今後とも農政課を中心に働きかけたいと思っております。

次に、社会資本整備についてのイの消融雪溝についての消融雪溝の整備地区名と水源ポンプ設備等の数についてにお答えいたします。

藤崎町では、藤崎地区、常盤地区、富柳地区、常盤ニュータウン地区、亀田地区の五地区が整備済みであり、現在、柏木堰地区でも整備が進んでおります。また、水源ポンプの数は、藤崎地区が十二カ所、常盤地区が二カ所、その他が各一カ所で、計十七カ所であります。

次に、性能どおりに機能は果たしているか、水量等の苦情はないかについてであります。ご質問にあった性能確認のため、昨年、消融雪溝用井戸ポンプの保守点検を実施したところ、藤崎地区の表町及び本町はポンプの交換、曲新田は

井戸本体の改善が必要と判断されたことにより、新年度において改修を実施する検討をしてみたいと思います。

次に、ポンプのランニングコストと設備等の修繕費用は年間どのぐらいかについてであります。豪雪だった平成二十四年度のポンプ運転のための電気料金が約五百三十万円、平成二十五年度は推計で約四百三十万円程度を見込んでおり、降雪量に大きな違いはなく推移しております。また、年間の修繕費用ですが、決まった修繕というものはなく、大規模修繕としては平成二十二年度に下袋のポンプ場漏水による破損修繕で百五十万円、木挽町の井戸本体破損による修繕で百万円の二件の事例が発生しております。

次に、今年度からの整備計画はについてお答えいたします。冒頭申し上げましたとおり、現在、柏木堰地区において整備中ですが、この地域の整備は平成二十七年度の完成を目標にして事業を進めてまいります。また、本来、平成二十五年度より実施予定でありましたが、補助金の減額により一年繰り延べとなっている矢沢、小畑、中島地区の全体の基本設計と藤崎小学校通りの村井白子線の歩道整備を兼ねた実施設計を行い、本格的な工事着工に向けて鋭意準備をしてみたいと思っております。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

一番奈良完治君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより一番奈良完治君に再質問を許します。

一番奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

それこそ補正、予算絡みでの資料の中での話、それからあともう一つは、これ先ほど町長おっしゃいましたけれども、三月末までのたしか事業といえは変ですけれども、期間を設けているはずなんですけれども、対象の面積が変わったか



どうか、この二点お聞きしたいんですけれども。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

期間は二十五年度ですから三月末までと、いっぱいということにさせていただきます。

それから、対象の面積については実質一人分が減ってございますので、若干減ってございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

例えば樹冠浸水りんご園地特別防除対策事業なんですけれども、例えば腐らん病の防除剤とか塗布剤、野ネズミ殺鼠剤、忌避剤、こういうふうにかくたしか説明あったわけなんですけれども、きょう三月七日ですので、全ての数値はつかんではないと思うんですけれども、六十一件中十八件というのはちょっと少ないような気がするんですけれども、その辺何か原因があるかお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

今の一番最初の樹冠浸水特別防除対策事業のことなんですが、これは県単事業でございます。ちょっと中身を説明いたしますと、共防連が事業主体ということで三分の二助成、ただ、その内容が腐らん病の防除、それから塗布剤、切り口の折れたところから病気入ればだめなので、それに対する塗布剤、それからネズミの殺鼠剤、それから忌避剤、これらが対象になります。二十五年度中に実施するというような事業でございます、非常にその白子地区には個人もありますけれども、ほとんどが共防なんですけれども、農薬関係についてはほとんどが共防単位でやっています。今回、そういう二十五年度中に実施するということの使いにくい、大変申しわけないんですけれども、県でせつかく予算化してくれた事業なんです、非常に人気がないということで、主に今の六十一件中の十八件というのが個人が多いです。仮に共防に入っている、共防での申請というのはしていないと。つまり、各共防から上がってきたのを共防連がまとめて申請するんですが、そこに上げる、申請する段階で共防単位での申請はなかったということです。というのは、全部でなくて希望をとった結果が例えば一人とか二人とか、そういうことですので、全て個人で申請していると。共防の中についてはやはりその部分に使う、例えば腐らん病のベフランであっても、それを秋に散布するなんてちょっとできないということです。後で県のほうから一応購入までを想定しているという話でしたけれども、共防になればやっぱり薬屋さんがまとめてとるといふか、それだけ別個にするということもできないものですから、非常にやりにくいという話、使いにくいという話は聞いていました。そういう状況で十八件しか来なかったということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

極端にしゃべれば、これ非常に使いづらい、それから実質的にも間に合わなかったといえは変ですけれども、そういう

考えでよろしいですね。

二番目の被災りんご園防除用薬剤費緊急助成ですけれども、これはやっぱり数値がかなり高いということは昨年度かけたやつを使った分の補助ということですので、わかりやすく高いということで理解してよろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

今のご質問、二番目のりんご園防除用薬剤費緊急助成ということで、この内容は多分ご存じかと思えますけれども、一応基準が五万円です。そのうちの半分を基準にして、その被害程度に応じて助成しますということの内容でございます。これにつきましては、一応六十一件中の五十四件と、あと七名の方はまだ来ていないということなんですが、これはあくまでも二月末現在であって、その後も来てございます。きのうもお見えになっているという状況でございましたので、今後あとわずかしかないんですけれども、本人とも連絡もとっていますので、何とかせつかく町で予算化したい事業ですので、何とか一〇〇%来るように農家の方には働きかけて、連絡をとって行くということでございます。

三番目はよろしいですかね。これも同じような状況でございます。今、話すればよかったんですが、二番、三番とも同じ状況です。これについても同じ二万五千円ということで、次年度の再生産にかかわる部分についての助成ということと、樹体損傷が高かったことに対する苗木の助成ということで、これも特別被害が多い方ですので、二十九名が対象ということで、二十三件の方が来ています。あと六名の方はまだ入っていないということで、状況は同じです。まだこれからも来ていますし、特に被害の大きかった方についてはやはり早々と申請のほうを済ませているという状況でございます。

もう一つ、ただ被害があったから町で補助金出しますということではないということです。一つ、やっぱり証拠書類、

例えば薬剤費についても実際これだけかかりましたよという、その証拠書類、請求来ましたよという書類をやっぱりこちらではとっています。それを早く共防のほうで出した方については早々来ていますが、まだ計算していないというところもあったりしましたので、それで早くなったり遅くなったりということがありました。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

今、課長のほうから丁寧な説明があったんですけども、三番の被災りんご園再生産支援助成と、それから四番目の被災りんご園補植苗木等購入助成事業なんですけれども、三番目の被災りんご園再生産支援助成にも補植の事業があるんですけれども、この辺の分け方というのはどのようにやっているわけですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

まず先に、四番のほうの苗木等の購入に関するということで、これは苗木が例えば今水害で流されたとか倒木したとか、再生できないものについてはそのうちの二千百円を想定していますけれども、そのうちの三分の二を助成しますということです。これは被害を受けた全員が対象になります。

三番のほうに戻ります。三番の再生産支援助成というのは被害程度が非常に高い方、例えばリンゴだけでなく、その方が一年間に得る、例えばそこだけでなくほかのほうにもリンゴ園があるということであれば、そっちがありますの

で、そういう方は五〇％に満たないものについては対象になりません。全体での収入で五〇％以上の被害がある方ということで、そういう被害の大きい方を対象にしています。先ほどの再生産で苗木のほうで三分の二助成していますが、ここでその二千百円の分のあと残りの三分の一を助成すると。ということは、被害程度の強い方については、すごい事業なんですけれども、一〇〇％で何とかすぐ再生できるような形での支援ということで行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

その三番目の被災りんご園再生産支援助成というものなんですけれども、これは減収割合に対してということで理解して、その次の被災りんご園補植苗木等購入助成に関しては対象が広く全員ですということで理解していいかと思うんですけれども、ただ、その中で三十八件中七件しかまだ二月中で、これは三月末になればまた違うと思うんですけれども、この補植のほう、ここ一番使われてほしいところなんですけれども、その辺の流れ、今のところどういふものでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

現在まだ七件しか来ていないわけですが、これは一つには苗木がないと。というのは、二十三年、二十四年の雪害、そしてまたそれに二十五年の水害ということで、苗木屋さんのほうで苗の供給ができないということで、今年度その方々を救ってあげなければだめだということで、一部どうしても本人の希望で、中には被害が小さくて、まあ仕方ない、我

慢するという人も確かにあるんですよ。ただ、被害の大きい方についてはそうもいかないということで、その方々の要望も受けまして、繰り越しして二十六年度にその予算を一部繰り越しすると、そして対応するというものが含まれています。なので、実質それをやるともう少し被害の大きい方については解消するし、件数もふえると。それと同時に、実際苗木があってもまだ申請に来ていない方も確かにおられるようですので、それらについては今後もまだ毎月いっぱいありますので、本人に連絡をとって、ぜひ買ったのであればその書類、納品書なり請求書なり持って来ていただくように連絡をとりながら進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

そういう市場のほうに苗木がないという、そういう事情とかあるのであれば、言葉は悪いですけども、ストックしておいて、もうちょっと延ばすとか、そういうふうな手を使って、何とかこの補植のほうの事業を何とか成功させていただきたいと思います。

あと五番目の被災りんご園資材の復旧費助成、これ単純に一万円だと思うんですけども、それから機械の復旧費の助成、先ほど町長の答弁で二十七件中十二件、三十七件中八件とあるんですけども、これは物品一つ一つではなく、そのうち一件というふうに考えてよろしいんですね。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

この事業については、物品一つ一つではございません。その被害を受けた農家の方一軒が対象です。資材についてはそこで三万円以上のもの、機械のほうの修理については三十万円以上で最高で十万円助成ということで、それ一件限りです。例えば二台機械あって、二台やったから六十万円になるかというところとそうでなくて、まず各一軒、一番修理代がかかるものと、それを一件だけ対象にしているということでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

先ほど鶴賀谷議員のほうからも果樹共済のお話があったわけですがけれども、これ例えばの話なんですけれども、単純ですよ、単純に一ヘクタール大体十万、風とひょうで。単純な話ですよ、これ。別に十一万何ぼかかるとか十二万かかるとかの話でなくて、十万ということは、私、前に聞いたのは大体総合に入ると倍だよと、通常の。ということは二十万。その中で十万円に対する一五%、一万五千元ですよ。同じ一ヘクタールであれば二十万に対しての三〇%というところ六万円。そうすると一般のほうで持ち出しが八・五万円。果樹共済でも特別なやつは十四万円。先ほど町長もおっしゃっていましたがけれども、被害を受けたすぐの状況の中で入っていくのはかなり難しいと思うんですけれども、その辺は何か町のほうで理解してもらおうようにして、なるべく収入ゼロということ避けていかなきゃいけないと思いますので、その辺強く足を運んでいただいて、加入率を高めていただくことをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

質問の社会資本整備についてなんですけれども、先ほどちょっと書き足りなかったかもわからないんですけれども、藤

崎地区、常盤地区、富柳、常盤、亀田、それに柏木堰入れて六地区というふうにしたしかさっきお答えいただいたんですけども、単純な話、水源ポンプの数で藤崎で十二カ所あって常盤に二カ所あって、あと一カ所どこにあるってば、十二足す二足す一で十三台というポンプの数字になるんですけども、これは二台ついているところがあるということで理解してよろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

この水源ポンプの数は藤崎地区が十二カ所、常盤地区が二カ所、あと富柳地区、常盤ニュータウン地区、亀田地区が各一カ所でございます。それで十七です。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

私ちょっと頭悪いんだか、これ十二足す二足す一でないんですか、ポンプの数は。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

藤崎地区が十二カ所、常盤地区が二カ所、富柳地区が一、常盤ニュータウン地区が一、亀田地区が一です。



○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

丁寧に教えていただきましてありがとうございます。

これポンプの数を考えれば、単純な話、藤崎地区のほうがかなり進んでいるように思うんですけども、総体的な総延長を整備した部分はやっぱり藤崎地区のほうが多い状況でしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

単純にポンプの数とは比例してございません。藤崎地区が多いというのは、浅い井戸を数多く使っているということで、常盤地区に関しては昔の浄水場で使った井戸とか大きな深い井戸を使っておりますので、それでこういうような数になっております。ちなみに、藤崎地区の整備延長といたしましては八千五百四十メートルで、常盤地区が一万六千メートルというふうな整備状況でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

地区名と個数を聞いて私、勘違いしていました。常盤地区のほうが整備のほうは余計進んでいるという考えでよろしいですね。

その後にもう一つ質問なんですけれども、性能どおりの機能を果たしているかという質問に対して、藤崎地区の表町と

本町のポンプを取りかえると、曲新田の井戸本体の改修とお答えになったんですけれども、藤崎地区の表町と本町のポンプというのは経過年数、何年ぐらいたってて、また曲新田の井戸本体ということはこれはボーリングやり直すという事で理解してよろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

藤崎地区のポンプの整備年度でございますが、平成七年から十一年にかけてでございます。この点検の結果でございますが、表町と本町につきましては井戸のポンプの絶縁抵抗が悪く、近い将来運転不能になるおそれがあるというような結果でございました。あと曲新田につきましては、ポンプ自体は稼働するんですが、吐き出し量が少なく、原因といたしましては水質による泥状のスケールが井戸内及び揚水設備に著しく付着しており、それによってくみ上げる水の量が少ないということでございますので、井戸全体をスケールが付着しにくい設備に変更することにより、取水量の減少を抑制することができるというような点検結果でございましたので、曲新田につきましてはやはりもう一度井戸を掘り直す必要があるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

例えばポンプの下に当然タコつぼみたいな水だめみたいなやつがあるんですけれども、そこまで引き上げてくるのにポ

ンプ本体しかり、それから揚水管の中でケーシングの中がもう泥とかさびでも詰まっているような状況でないかというお話でよろしいんですね、理解は。わかりました。

あと水量などの苦情、地区名はちょっと明かせないんですけれども、私、何件か今の話のほかに水量が少ないとか、流れていかないとか、解けないとかという話で、本当に苦情行っているんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

その水の量についての苦情は確かにかなり多く我がほうに寄せられております。その際、その都度現場のほうに行って確認はしておりますが、それで現場へ行って確認したところは、やはりそれは止水板から水が漏れているとか、例えば電気のスイッチが入っていなかったとか、直前の上流のほうで雪を大分詰めているのでちょっと下流までまだ水が流れてきていない状態だとか、そういう状況でございましたので、本当にポンプや井戸が原因かということで、先ほども言ったとおり去年の秋に点検したわけでございます、その点検の結果、ちょっとポンプ本体の影響による水の量が少ないというのはこの曲新田の部分ではないのかなとは思っております。

あと常盤地区に関しましては、対象面積が広いので、途中で水を出すバルブの数もかなり多いため、やはり水源から遠い箇所についてはやはり水の量はなかなか確保できないのかなというのは感じております。

あと柏木堰につきましても、最終的に全部できた場合はかなり広い面積となりますので、その際はやはり何らかの補助的な井戸みたいなのは必要なかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

まだ整備途中というところもありますし、整備も終わってかなりたっているところも多少水量の少ないとか解けないとかいうのはやっぱり苦情はあると思います。その辺、原因がわかっているのであればそれでいいんですけども、もともととにかくポンプの揚水量が足りなくて、水量が足りなくてだめだというのであればまた計画の中に入れていかなくちゃいけないと思いますので、その辺、建設課長、よろしく何とかお願いします。

もう一つ、ポンプの修繕費とかとあるんですけども、その止水板とか、それから上げているグレーチングのふたありますよね、雪捨ての。あれあけたままにして、例えば除雪で壊したとか、そういうふうな外的な要因で物が故障とか壊れたというような事例はあるものですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

投雪口のグレーチングの破損は、これは当然除雪の時期に集中するわけですが、やはり一シーズンを通しますと五、六カ所とか、そういう数では発生しております。完全にそれは使っている方の責任ということであればその方の負担ということになりますが、なかなか原因がつかめない等の場合は町のほうが修繕というふうな方法でやっております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

メンテナンスの部分に関してはそういう状況ということで、わかりました。理解いたしました。

最後の今年度からの整備計画ということで、先ほど町長の答弁いただきました。基本的に基本設計と実施設計はまるっきり私から言わせれば違うものです。例えば今、実施設計に入る村井白子線は当然、課長、基本設計にあったものですよ。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

ここの路線につきましては、歩道の整備というものをメインで考えておりますので、それに付随してもしやるのであればやはり融雪溝もこの際一緒に整備したいということで考えておりますので、融雪溝の基本計画というもののの中にはこの路線につきましては入ってございませんでした。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

あくまでも通学路というか、その辺について、ということはおそこの部分に関しての基本設計はまだなかったということで理解してよろしいんですね。（「はい」の声あり）

行政には臨機さも大事なように思いますので、特に安全安心に関してはその都度変更なり進めていくことは肝要に思います。

あと町全体の実施設計ではなく、基本設計的要素のものが町で作成しているものかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

町全体の今後の整備計画を兼ねた基本設計みたいなものは現在のところ、まだないです。ただ、必要な箇所としてピックアップして、我がほうで建設課といたしまして整備必要箇所というものは捉えておりますが、基本計画というような計画作成まではまだ至っておりません。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

極端にしゃべれば、ここ終わったはんであそこやるという行き当たりばったりというふうに捉えられても仕方ないと思うんですけども、その辺のお考えは。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

この消融雪溝につきましては、やはりその一地区を完成するまでに、柏木堰の場合でも十九年から始まりまして二十七年の完成予定ということで、一地区に七、八年かかるということですので、なかなか先の計画までは予定できかねるという現状でございます。ですから、今、柏木堰を実施しておりますが、次、現在のところ、矢沢、小畑、中島地区の全体の基本計画を行うというふうには、そこまでは決まっておりますが、ここの地区にもし入った場合でもやはりここにつきましては十年ぐらいかかるのではないかと考えておりますので、あとその先までというのはなかなか現在のところ

計画できるような状況ではないということでございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

その話というか、卵が先か鶏が先かのような話になってしまいますので、基本的にはやっぱり物事というのは設計立てるのが、計画を立てるのが最初であって、その都度その都度、十年かかるから二十年かかるから後、後というふうな考えではちょっとよろしくないように私は思っています。

その辺も含めて、これは町長にお聞きしたいんですけれども、町長、受益者負担という言葉はご存じですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

建設課長が答弁したことにちょっと補足します。全体の構想をするべきだというお話でございますが、もちろんそれは大事なことだと思っております。ただ、財源が国土交通省の社会資本整備の事業がここ数年前から約二〇%から二五%削られてきているのも現状。当初、柏木堰地区ももうちょっと短期の年次で完成させる予定が相当延びているというのも現状で、まずは理解してください。まずは矢沢、小畑、中島地区、そして朝日町通りから新町にかけてのこれは通学路でございますので、まずは通学路を優先的に着手するための基本設計並びに実施設計は二十六年度からやっていくということを理解していただきたい。その途中で大体あと数年かかれば完了見込みとなれば、そのとき担当課のほうにもうそろそろ次に向けてのステップを図るための構想を練ろうというような形にはなると思います。

さて、受益者負担でございます。まず、融雪溝があるところとないところと、非常に同じ税金を納税していて平準化、

平均化図れていないということで、私も就任して間もなく建設課長とその辺の議論をさせていただきました。まずは年間通しての電気料ぐらいは一軒当たり千円ないし千五百円、もしくは二千元ぐらい徴収すればいいんじゃないのかなというようなお話もさせていただきました。融雪溝があるところは、まずはその歩道を使う町民のために早く起きて雪をまず側溝に投げて、その人的な協力もしているということもありますので、今すぐ受益者負担というところはもうちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

先ほど平成二十四年五百三十万円、平成二十五年が四百三十万円ぐらいで電気料は推移するだろうと。ただ、これはポンプの本数が倍になれば当然電気料も倍になる。整備が進んでいけば当然経費もかさむわけですので、その経費の問題ということなんですけれども、つまり何かしらの経費がかさむために計画が進んでいかない、そういうような考えではないということですね。あくまでも一工区終わってからの考えということで町長よろしいですね、その考えで。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

議員各位もわかっていると思いますけれども、融雪溝は例えば一億かかれば町の単費で五千万円出ます。半分の国からの助成あっても半分は自己財源ということですので、その辺も加味して、ランニングコストがどうのこうのではありません。整備費が莫大にかかるところで年次計画を立てて一カ所一カ所ずつやっていくというのが基本的な建設課のスタ



イルでもあるし、町のスタイルでもあります。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

そうすれば、最後は町長にまたお願いということになるわけなんですけれども、事業費の中で五〇％は町の持ち出しだということ、それでなかなか進まないということはそれは財政に関しての理解は私もわからないわけではないですけれども、ただ、この間ずっと新聞紙上をにぎわした青森市の桜川の件、ご存じかと思えますけれども、やっぱり各消融雪溝において組合をつくるなり、自分たちのほうでランニングコストを捻出していくというふうに行っているところも数多くあるわけです。先ほど町長も言ったように、あるところないところがありますので、子供たちの医療費の無料化とか、いろいろ頑張ってもらっているんですけれども、やっぱりそれはそれ、これはこれ、やっぱり受益者負担ということこれから考えていかないと、財政がだんだん厳しくなるようなお話も伺っていますので、その辺、町長にもう一回答えていただきまして、私の質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

東北新幹線と同じく、盛岡では国費でやって、それ以北は県負担もあると。それと比べるわけではないですけれども、今までは整備費は受益者負担は全くなかったですよ。ただ、今後はその地域地域で強い要望があって、ランニングコストの電気料だけはその地域の全体から集めると、そういうような話も出てくれば優先度順位も変わってくるかもわか

りません。ただ、整備に関してだけは受益者負担を求めてやるというのは、私は融雪溝に関してはなじまないと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

私、今ちょっと誤解あるので、私はつくるものに関して受益者負担をしてくれというのではなくて、使う人たちがその地区において組合なり団体をつくって、自分たちで運営管理してランニングコストを出していくとか、そういうふうな方向づけを今から、現在使っている方々から進めていってほしいなど、お願いです。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

先ほども申しましたが、就任当初、建設課長と私はそのことについていろいろ議論させてもらいました。あるところもないところもありますので、あるところからは多少でも電気料の一部でももらったらいんじゃないかという話で議論させてもらいました。ただ、建設課サイドといたしましては、融雪溝あるところは多少早く起きて、通学する子供たちが来る前に歩道を除雪したり人力で協力していると。そういうことで今すぐはなかなか難しいという話も、課長さんからもそういうお話もありました。ただ、今後に向けては総体的な形で常盤地区も藤崎地区もどうあったらいいのかというのは、これからいろいろ研究、議論を重ねていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで奈良完治君の一般質問は終了いたしました。

昼食のために休憩いたします。

再開は午後一時といたします。

休 憩 午前十一時三十九分

---

再 開 午後 一時

【再開前に事務局長より、十一番佐々木政美議員から午後所用のため欠席する旨が報告される】

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、十三番浅利直志君に一般質問を許します。

浅利直志君。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

改めまして、皆さん、午後の一番バッターでございますので、お疲れさまです。ご苦労さまです。

午後の一般質問をいたします。傍聴の皆さん、お疲れさま、ご苦労さまでございます。日本共産党の浅利直志です。

それでは、質問通告に沿いまして一般質問をいたします。

初めに、今年度、三月末にて退職される課長やあるいは職員の方々、本当にご苦労さまでした、今後とも健康で地域のため、そして家族のため貢献していただきますよう、心から念願しているところであります。

まず初めに、町民の暮らしと日本の税制のあり方に直接かかわる消費税増税について、町長に質問いたします。

消費税は一九八九年に導入されてから二十五年目になろうとしています。二〇一四年、本年四月から消費税は五％から八％になります。増税額は国民全体にとっても八兆円程度が予定されているわけであります。社会保障安定の財源確保と国の財政の健全化が増税の目的であるとされているところではありますが、翻ってみますと、一九八九年導入時から消費税増収分、これは通算しますと二百六十四兆円の増収増加となっております。法人三税の減収はこの二十四年余りで二百四十六兆円の減収となっているところでもあります。これまでの二十四年間ほどの経過を見ますと、消費税増収分というのは法人税三税の減収の結果的に穴埋めにされたと言われても仕方がない状況だとも思われます。この間、法人税率は三七・五％から実質二五・五％に引き下げられているわけであります。今さらに引き下げようという動きもございませぬ。この間働く人の賃金は年々引き下げられ、非正規雇用が三割を超え、若者に至っては二人に一人、派遣、パートなどであり、格差と貧困が広がっているのが現状ではないでしょうか。そもそも消費税は低所得者に負担が重く、高額所得者には軽い、いわば不公平な税ではありませんか。課税の基本的なやり方の原則は応能負担原則ではありませんか。課税もいわば税金も支払う能力に応じた負担をする税制原則ではないでしょうか。これに逆行するのが八％消費税増税ではないでしょうか。法人税についても利益の上がっている企業の法人税ももとに戻すべきであり、証券取引課税二〇％の実施、そして世界を徘徊している投機的取引に対する課税、あるいはまた環境税なども検討し、増収の確保、増収を生み出すことが極めて大事なのではないのでしょうか。

私どもは、格差と貧困をさらに広げる、いわば追い打ちをかける消費税増税と受けとめていますが、消費税の八％への増税及び予定されている一〇％への引き上げ、消費税増税という税制の評価について、町長に改めてお聞きするところでありませぬ。

また、市町村自治体は町民の暮らし、市民の暮らしを守る防波堤の役割を持っているわけでありませぬが、消費税八％四

月実施に伴い、町民への影響などについて改めて質問いたします。

第一に、公共施設の利用料、給食費、温泉利用料、保育料の引き上げを平成二十六年度は中止すべきではないかということについて、町長としてどのような方針なのか、お聞きいたします。

第二に、水道料、下水道料金引き上げによる家庭への影響額及び町全体への影響額についてどのように把握しているのか、質問するものであります。

次に、農業問題についてお聞きいたします。

リンゴとともに町の農業の土台、そして柱でもあります水田農業の今後について質問いたします。

T P P 参加を前提にしているような今回の国の米政策、減反政策の全面的見直しとも言える農政の転換は、水田農業、農家の経営安定に逆行することになりはしないか、町長に質問いたします。

米価変動交付金制度は廃止され、また生産調整、需給調整の役割を果たしていた米の直接支払交付金は十アール当たり七千五百円に半減され、平成三十年産米からは廃止が示されていますが、農政転換へのこの評価と今後の町の取り組みについてお聞きいたします。水田稲作主体の農家は、三十町歩、五十町歩の大規模農業者以外はいわば生活できないという方向なのでしょうか。改めて町長にお聞きするものであります。

また、町の農業のもう一つの柱でありますリンゴ、野菜づくりに対する今年度の重点支援策について、あわせてお聞きいたします。

次に、藤崎町農産物拠点づくりについて質問いたします。

平成二十六年度予算におきまして、農産物拠点づくりアドバイザー料五十万円、農産物拠点づくり基本構想委託料五百二十九万円ほどが予算計上されておるところであります。藤崎町のリンゴの樹園地、水田、ニンニクを初めとする野菜畑など、藤崎町の大地、そして水、自然そのものが全体としてリンゴと米などの生産拠点ではないかと思っているわけ

でございますが、そこで改めて町長にお聞きいたします。

直売施設、加工施設、レストラン機能施設、この三つの施設をどこにどの程度の規模で建設することを町長としては希望しているのか、想定しているのか、お聞きいたします。

また、施設建設とその後の運営のかなめとなります事業実施主体の選定は公募型なのでしょうか。経営や運営を希望する団体や法人があるのでしょうか。これから一、二年かけてリーダーや専門職を育成していこうというお考えなのでしょうか。町長の見解、そして町長の希望、見通しについて改めて質問するものであります。

以上、質問通告に沿いまして質問いたします。簡潔明瞭な答弁を求めまして、登壇での一般質問とさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

それでは、午後のトップバッターである浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、消費税増税についてのこの消費税八％及び十％への引き上げ税制についての町長の評価についてですが、消費税の引き上げについては年間百兆円を超えるいわゆる医療、年金、介護等の社会保障の安定財源の確保、公的債務残高がGDPの二倍を超える水準に達しているなど、財政の健全化を同時に達成することを目指し、国が平成二十六年四月一日から五％から八％への引き上げを決定したところであります。と同時に、消費税率引き上げによる反動減を緩和し、景気の下向リスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済パッケージを決定し、実施しようとしているところでもございます。現在、新聞等でも報道されてい

ますが、賃上げが行われるかどうかを注目されているようでございます。政府が目指しているように、企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大による消費拡大、投資増加につながる好循環になっていくことが肝要と考えます。

ご質問の評価でございますが、先ほど申しました好循環の状況になるかならないかが判断の分かれ目と考えますが、いずれにしろ国全体の財政を考えると、三%のアップは非常に厳しいものがございませうけれども、上げざるを得ない、そういう状況なのかもしれないという考えを持っております。

次に、口の消費税八%四月実施における町民への影響などについての公共施設利用料、給食費、温泉利用料、保育料の引き上げを今年度中止することについてであります。ご質問の利用料等の引き上げについて、学校給食費及び藤崎町立藤崎診療所の診断書等の利用料金などについては四月からの値上げ実施を予定しているところでございます。その他の利用料金については、次年度の平成二十六年については料金の引き上げは今のところ予定していないところでございます。

次に、水道料、下水道料金引き上げによる家庭への影響額及び町全体への影響額についてであります。まず家庭への影響額であります。口径二十ミリメートルの地下式メーターで月二十立方メートルの水道を使用した場合、メーター使用料も含めた水道料金が月百四十五円、下水道使用料が月九十九円の合計額で月二百四十四円の負担増となるものであります。町全体の影響額であります。平成二十六年予算の水道料金及び下水道使用料の収入に係る消費税予定納付額から推計しますと、消費税率三%引き上げることによる町全体への影響額は年一千五百万円程度と見込まれます。ただし、平成二十六年につきましては、六月請求分から実施しますので、平成二十六年の町全体の影響額は一千三百万円程度と推計されます。

次に、町農業についてのイの国の米政策、減反政策の全面的見直しは農家の経営安定に逆行することにならないか、町長の評価と今後の取り組みについてであります。町の基幹産業であります米の生産につきましては、T P P 問題や減

反政策の見直しなど、生産者に混乱を与えている状況にあります。町といたしましては、生産者の皆様へ正しい情報を正確にお伝えすることと、生産者の皆様からのご要望を国、県へ正確に伝えることを第一に考えるとともに、現在国が示している制度をできる限り活用した形で町の水田農業を将来的にどのように進めていくべきか、そのビジョンの作成について早期に着手してまいりたいと考えております。

次に、ロのリンゴ、野菜づくりの農業の重点支援策についてであります。今後ますます厳しくなる農業事情に対応するため、リンゴ、野菜を含めた農業全般について、農道、農業用水路、圃場整備などの生産基盤の整備、減農薬栽培などの安全で有利な販売のできる農産物や新たな藤崎ブランドへの取り組みなど、国、県が示している新規事業などを活用しながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、町農産物拠点づくりについてのイの直売施設、加工施設、レストラン機能施設をどこにどの程度の規模で建設することを町長として希望しているのかについてであります。平成二十六年中に近隣市町村を含む商圈等の調査を行い、整備についての検証をする予定であり、その結果を踏まえた上で基本構想の作成に取り組みたいと考えております。場所、規模などにつきましては、基本構想の内容を吟味した上で決定してまいりたいと考えております。

次に、ロの事業実施主体の選定は公募型なのか、希望団体、法人があるかについてであります。現時点では決定しておらず、平成二十六年、二十七年、二カ年で人材育成のソフト事業を優先的に行い、その中で決定していくような形で検討したいと考えております。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志君に再質問を許します。



十三番 浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

消費税問題についてお聞きしたのです。町長のお答えは、社会保障の安定財源の確保と国の財政の健全化を同時にやるために、増税はやむを得ないのではないかと、厳しいところもありますけれどもという言い方をしておったんですけれども、模範回答なのかなというふうにも、大蔵省の模範回答に近いのかなというふうにも思うんですけれども、厳しいところがあるということは少しだけは認めていただいたのかなと思うんですけれども、そもそも税金には代表的には固定資産税、所得税、自動車税、たばこ税もありますけれども、消費税というのは押しなべて生活全般に日本の場合は食料品も非課税措置というか軽減税率も適用されていませんので、生活全般にかかるわけです。そして、結果的には所得の低い人には、低所得者には重い割合でかかる。そして、一千万、一億円、そういう所得の高い人は軽い割合で負担するというふうになるんですけれども、この消費税そのものの不公平感といいますか、そういうものについてはどういう認識をお持ちなんですか。町長職務としてとともに、個人としてもどういうふうに思っているのか、お聞きします。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

浅利議員がおっしゃっている不公平感は極めてご指摘のとおりだと思っております。ただ、国全体の税収あるいは経済全体の予算、あるいはもろもろ今までもかかっているし、毎年一兆円ずつふえている社会保障、医療介護あるいは年金ひっくるめれば百兆円を超えているのが現状でございます。近隣諸国を見れば、中国は消費税は一七%だと記憶しています。あるいは隣の韓国は一〇%、欧米ではスウェーデンなんかは二五%、ドイツで一九%ぐらいですか、そういうよ

うに消費税の税率がなっています。我が国は、割と三%から発車して五%、四月から八%ということでは、割とその辺は抑えてきたのかなという思いは感じています。ただ、年々年々かかっている社会保障費、あるいは膨らむ長期債務の借金等々を考えると、やむなしというところが正直な話、私、町長としても個人としても考えているところでございます。ただ、三%上がることによって、消費が冷え込むという不安は現状で抱いているのも事実でございます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

引き上げやむなしということですが、そうしますと一〇%になってでももうそれもやむなしなんだということなんでしょうから、答弁は要りませんが、いずれにしても、ではここまで借金を、一千兆円を超えるような一人頭八〇〇万、一人頭というか子供からお年寄りまで八〇〇万円を超えるような借金を生み出したのは歴代の政権でありますので、そこまで国民にそのツケを全部負わせるというのは余りにもひどい話ではないかと、生活を破壊するような話ではないかなと思っておりますので、消費税が年収が少ない人ほど消費税の負担が重いという不公平感を伴った税だということをしっかり頭に入れて、少なくとも消費税に頼らなくてもやれる道も探究すべきだと思っております。法人税をもとに戻す問題だとか、証券の取引二〇%課税させるという問題だとか、あるいは世界を徘徊している金融取引に対する微少な課税だとか、さまざまな課税措置を講じて暮らしにここまで大きな影響を与えるような税制は回避すべきだと思っております。それは私の要望ですので、要望しておきたいと思っております。

それで、町の対応についてですけれども、公共施設利用料や温泉利用料、保育料については当面は来年度中、平成二十六年中は上げない方向でいきたいんだと。これは、それはそれなりとして評価したいなと思っております。自動的に

九月ごろから、六月ごろから検討する自治体もありますので。

給食費について、現状がどういう状況で一食当たり二十円ほど、二百八十円から三百円ほど、二十円ほど引き上がるということを聞いているんですけども、これ三%以上値上げになっているんじゃないですか。どうしてそういうふうな状態になっているのか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

消費税転嫁分一・三%、現在の小学校に一食二百八十円、それから中学校三百円、転嫁分やりますと、小学校が二百八十八・四円、端数整理して二百九十円、中学校が三百九円、端数整理して三百十円。ですから、消費税の転嫁分ですとそれぞれ十円の値上げとなります。ところが、今年の春から円安を初めとして諸物価が高騰しております。当然それに伴って食材のほうが上がって、現在の藤崎町の給食の質を維持することができなくなってきております。献立をいろいろ工夫しますとか、農業業者のほうに企業努力で何とかということでも、それも限界になっておりますので、四月からさらに食材高騰分として十円上げさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

食材が高騰していると、これは消費税の値上げ以前から食用の油も含めて円安の影響がさまざま出ている、あるいはま

た食料品、小麦やそういうものを含めて円安の影響が出ているわけで、それを業者にかぶってくれというふうなことはそれはお願いすべきではないし、業者もやっこさやっている業者が多いわけですので、青森県内にも三つの自治体ぐらい給食費ただで無料で提供するという自治体もありますけれども、補填をするか何かしない限り転嫁せざるを得ないということについて、やむを得ない側面があるのかなと思います。

それで、もう一つ値上げするのは水道料金でございます。水道料金は月でいけば標準家庭のあれでいけば二百四十四円ほどだと、下水道も接続されている家庭については二百四十四円ほどだということですがけれども、町長の一回目の回答の中でも年間ベースでいけば上水道と下水道合わせれば町全体の利用者にとっては千五百万円ほどというお話があったんですけれども、これも消費税の影響もあってそれを利用者に負担してもらおうということになったんですけれども、これも一〇%なら一〇%になれば当然また再検討するというようなことになるんですか。どういう見通しを持っていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

十月一日に総理が消費税増税を四月から八%にすると表明したことを受けまして、総務省のほうからも十月八日に消費税率の引き上げに伴う公共料金等の取り扱いということで、適正に転嫁せよというふうに通達が来ております。

町としましても、十月二十九日に公営企業料金検討委員会でまず検討していただきまして、そういうふうにもいろいろ検討してきます。消費税が一〇%になった場合にも、要するに公営企業料金検討委員会で検討した上で上げるか上げないかは判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

八％になるスタートは春からスタートということで、続々負担も町民にとってはふえるわけであります。

それで、消費税問題についての最後の質問なんですけれども、消費税をやると工事費が上がると。これで入札不調で病院だとか保育所、建設できないよとかという事例も生まれたりしているんですけれども、消費税が五から八％になることによって、町の財政やあるいは経費ですね、この面でどういう分野がふえるのかということで、例えば委託料というものもありますよね。コンピューターも含めて大変な委託料が、人員は削減し、業者に委託する委託料も随意契約でたくさんあるわけですね。この面での一応、正確でないにしても概算として今までどれぐらい委託料を払っていて、町長何かならずいていますけれども、いずれにしても現状どれぐらい委託料に町全体としては払っていて、そしてそれがどういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。負担だけ強調しても町長もおもしろくないんでしょうから、収入面ではどれぐらい譲与税といいますか、そういうものも入ってきて、負担はどれぐらい今年度は見込んでいるのかという両方の方面からお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

消費税の影響額ということで、一般会計、いろんな分野で当初予算編成方針の中にも消費税増税ということを加味して予算要求するよということ、今回予算を策定したものでございます。

例えば委託料の場合ですけれども、投資的な委託料ではなくて平常的に毎年度お願いしているような委託料の場合をピックアップして算定しました。その結果、ごみの収集委託であるとか、コンピューターのシステム委託であるとかというのが二十四年、二十五年と毎年のように行われているわけですけれども、それらにつきましては総額で四百三十万円ほどの影響額が出てございます。消費税の課税前の額が一億四千万円前後あるわけですけれども、それが四百三十万円ほどの増になったということで、委託料だけでもそのぐらいの支出増が発生してございます。

一方で、消費税の増税によりまして、地方消費税交付金が地方分として一％であったわけですけれども、一・七％の交付額増ということで、今回の当初予算では九千五百万円ほどの増額で予算計上させていただきました。また、これによって地方交付税の算定になる基準財政収入額が増になるということから、交付税も若干減になるというふうな試算をしてございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

九千五百万円ほども入ってくるんだから、四、五百万円はいいわということでは私は納得もできませんけれども、いずれにしても委託料やさまざまな分野で建設工事費も含めて影響が出てくるのかなと思っておりますので、せめて一〇％ははるかかなたにやめてほしいと、そういうふうに要望しておきたいと思っておりますので、そういう意見もあるということをしっかり農業問題だけでなくこのことも伝えていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、町の農業についてですけれども、町長いわく、混乱を来している面もあるんだと、混乱よりも説明するほうも大変でしょうけれども、現場で水田、稲作をやっている農家の不安のほうが大きいわけでありまして。すなわち、五年後に

は減反推進費といいますか、所得補償といいますか、交付金といいますか、それがなくなるということなわけでございます。

それで、お聞きしたいのは、それに伴って何か県に中間管理機構をつくるというふうなことを言っているんですね。貸し手と借り手という、それを交付金でさばいていこうと、もっと大規模化を進めて、三町歩、四町歩なんてもう話にならないと。私に言わせればT P Pに参加することを前提にもうこういう施策を打ってきているなというふうに思っているんですけども、中間管理機構についてですけども、これによって結局県にそれ一個つくるんだと言っているんですけども、貸して大規模農家を育成するために。それによって地元のこの藤崎町の農業委員会って事務的にはもっと、今までもそういう仕事はやっていましたよね。でも、これからさらに仕事はふえるのか、それとも暇になるのか、極端に言えばですね。そっちでやるんだからいいよということなのか、現状は中間管理、農地を集約し、規模を拡大するそれがどういうふうな機能を果たしていこうとしているのか、そのことについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

ご心配しているのは浅利議員のみならず、藤崎の稲作農家は一〇〇%全員が今回の農政に対するシフト転換を不安に思っていると思っております。

町では先月の二十七日、町の農業再生協議会の臨時総会で東北農政局からの職員も出向していただいて、このシフト転換の農政のことについていろいろ説明もしていただきました。また、その午後、今、東北農政局長は佐々木さんという方で、やっぱりキャリアでしょうね、説明も説得あるような説明もしました。津軽地域と下北地域の首長及び担当課長との意見懇談会もありました。その中で多くの首長は、猫の目のような農政転換に振り回されてきたと、そういうよう

なお話もありました。私は、こういうお話もさせてもらいました。農政局長、確かに足腰の強い農政をつくるときにはいろいろリスクもあろうけれども、一旦決めたならば水田農家が夢を持てるような施策を浸透させて頑張っていたきたいと、これ以上は猫の目のように変えることなくやってくれというような要望もしてきたところでもございます。

いわゆる中間管理機構でございますけれども、都道府県に一カ所設けまして、まずは大規模経営を目指すための農地バンクみたいな形でそれをやると。現状では、町では農業委員会がそれをやっているわけですね。ですから、農政課、農業委員会の中に市町村に委託するものもちょっとパワーアップした形で職員も補充するとかして、その中で今後対応していくというところがございます。

まだまだ町民に対してはいろいろこれからも細かい地域に出向いての説明会をやりますけれども、まだまだ浸透も不安もいっぱいがございますので、今後あらゆる機会を設けて農水省のシフト転換のことを、新規にまたいろいろな意味で、ここにありますけれども、いろんな意味で農水省で新規にやった補正予算の冊子もございます。そういうもろもろも活用したもので早い時期に我が町の水田農業のビジョンというものを二十六年度中にはこうあるべきだ、あああるべきだ、いろんな農業団体あるいはJAとも協議しながら構築していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

それでは、私のほうから市町村に対する機構からの業務の委託内容ということで、県のほうでQアンドAの形で出したものがありますのでご紹介いたします。

まず、機構から市町村に委託できるその内容というのはどういうものかということです。相談窓口、それから出し手の



掘り起こしです。借り受け予定農地等への位置、それから権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務とか利用条件改善業務の実施、借り受け希望者との交渉などというふうを考えられるということになっています。ただ、それらのもっと細かい具体的な内容については、機構と委託契約を結ぶ、市町村が結ぶことになるんですが、結ぶ際に決定するというふうになってございます。中身については細かいところまではまだ示していないと。これが時期的には多分五月ごろになるだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

中間管理機構で農業委員会が暇になることはないだろうと、農政課も暇になることはないだろうと、むしろ事務的にも仕事量がふえるのではないかなというふうに現場を見なきゃならないということも含めて、なるんだろうと思います。

飼料米のことだとかもお聞きしたかったんですけども、これは何か奈良岡議員も聞くかもしれませんので、時間も余りないので。

リンゴ、野菜づくりの農業の重点支援ということで、共済加入促進の新しい方策も打ち出されたわけですけども、リンゴの経営安定事業といいますか、年間五、六十万円でしょうか、出しているんですけども、経営が加工に回すときは加工に回すとか、そのときの補助だとかも含めてやっているんですけども、この経営安定事業も今後、これは青森県の働きかけで国の制度にもなった経緯もあるんですけども、今後とも継続していく取り組みを進めていくのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

リンゴ経営安定対策ということなのですが、先ほどの加工に回すというのはまた別な緊急需給調整対策事業ということでございまして、まずこれをちょっとご説明いたします。

例えば加工に回るリンゴがないというときに、ある程度加工に通常のリンゴを回して、価格の浮揚ということも考えているんですが、それを確保するという、そのための保険、保管料とかいろいろかかるわけですが、それについては基金協会で一億一千万円を助成するということになっています。これ一回でやってしまうんだけれども、そのうちの一五％が市町村に対して割合で来ます。一千六百五十万円ですか。それについては当町に対しての割り当てということで六十四万三千元、これ来年度の予算に措置させていただく。これが需給調整のほうでございまして。加工。

もう一つの先ほど言いました経営安定対策のほうですが、これにつきましては二十三、二十四、二十五年の三年間やってきています。一応、今年度で一旦締めます。その後また二十六年からの三年間を実施するということになっています。これは三年間で九千円、現在十アール当たり九千円を三年間積み立てるというものです。これについては県が三五％、町が一五％、農家の方が五〇％ということで、その割合で積み立てていきます。三年間で総額、これでいくと一千二百四十二万円ということになっていますが、助成をするということでございまして。当町については、現在二十五年度の段階で三十一名で四十六町歩加入しています。その方々がそのまま引き続き継続させると。プラス新規についてはその後、年度に入ってからということでございました。

以上でございまして。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

農政の転換に伴うのは農政課も大変な労力が要ると思います。町長も含めて、ぜひ大変だと思いますけれども、農業者に説明もし、よりよい方向を探っていただきたいと思っております。

三つ目の農産物拠点づくりについてということで、あと十二分ほどしかないようでございますけれども、これが一番今回はもうちょっとやりたかったなというところなんですけれども、何か町長の答弁、お答えを聞きますと、商圈調査もやって、二十六年度は基本構想を固めていきたいんだという非常に控え目なお答えであったんですけれども、控え目でも基本構想というのは最終的にはどこにどれぐらいの規模で、そして三つの施設をつくるんだということを決めるところまではいくんですよね。どうなんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今後、予算議会でご審議している予算案に、その拠点づくりの基本構想の業務委託料が計上されております。皆様のご理解のもとにご決定いただければ、まずは今、七号線を見ると、北には青森地区にアップルヒル、弘前の南のほうにはサンフェスタいしかわ、あるいは三三九号線を見ると鶴田まで行けばあるじゃでしたっけ、黒石のほうにもまた田舎館やっているものがあります。ですから、この周辺のエリアのまずは県民の方々のいろんな拠点づくりに動く人のリサーチ、あるいは今後どういうものをしていけば実益につながっていくか、加工の選別とかもあると思います。そういうもろもろをまずは構想の中でもんでもらうと。その中で基本構想を立ち上げていくと。立ち上がったら、まずは議会の皆さんの意見も聞きたいと、そういう思いでございますので、実施設計に入る前には皆さんにも何回も全協を開いて

協議していただくと、そういうようなタイムスケジュールで今後進めていきたいと思っております。

また、もう一つつけ加えるならば、私が就任したのは三年前の十一月二十一日からでございます。その翌年の四月からは、町の職員に四人のプロジェクトチームをつくらせて、拠点づくりのためのプロジェクトチームをつくらせました。そのプレゼンを去年おとしの十一月の末に私受けて、今年度の春先、五月からは農業団体のまた意見も聞きたいということで十二名の検討会議等も実施したところでございます。いろんな意見も出ています。ただ、それを風呂敷広げてみんなやるという意味ではございませんので、とにかくこの町に合った規模、あるいはどういうものを行ったら人を引きつけてくれるか、そういうものをもろもろ基本構想の業務の中で検討させていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

少しはイメージがというか、町長の思いが伝わってきたような気がするんですけども、北にはアップルヒルがあると、南にはサンフェスタいしかわがあると、西にはあるじゃがあると、田舎館にもありますよと、その隣には板柳の長年の努力で築いたふるさとセンターがあるということで、検討委員会に検討もさせてもらったら全員協議会、議員の報告会でも必要ですよと、三つながら必要ですよということではあったんですけども、規模的には道の駅構想と違うんですかというまず一つは疑問が出てくるんですけども、まずそのことが一つと、もう一つは論に欠いている、いずれにしても町長の思いも、あるいは検討委員会の思いも、あるいはこの間講演を聞きにいったわかったんですけども、アドバイザーはそっくり味の素グループのOBといいますか、志を持ってやめた人たちだなと。そういう意味で流通や食品の分野の専門家であるけれども、味の素グループに任せっきりでいいのかなという疑問も持ったんですけども、いず

れにしても事業主体の選定は公募型なのかという質問でありましたけれども、今のところ予定していないので、ここ一、二年かかってつくるんだと、じゃあつくるのスカウトする人は誰なんですか、これ。町長なんですか。誰が選定するんですか。そののところ、二点伺います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まずは道の駅構想どうのこうのという話でございますけれども、私は道の駅というのは県内で相当数多くあります。ただ、道の駅というだけの発信でいいのかというのも前々から考えています。ですから、このエリアの人たちが集客する、あるいは青森県津軽に来る人にあそこに立ち寄っていただくような魅力を発信、我が町を発信するようなやっぱり材料も必要だと思っています。そういうもろもろも基本構想の中でいろいろもんでもらうということでございます。

ただ、ハードなスケジュール等については、二カ年の人材育成を先行投資します。二十六年度、二十七年度、加工はどういう食材を使ったもので加工すればいいのか、あるいはレストランをもしやるのであれば、その辺のレストランと違って郷土料理、町の食材を使ったものをやっていこうというような意見もまた基本構想の中から出るかもわかりません。そういうもろもろの形にする前にソフト事業、人材育成のための二カ年にしていきたいと。できるならば、二十七年度の末のあたりにはその受け皿をどうやっていくべきかということをいろいろまた検討させていきたいと、そう思っております。誰をどういうような形にするかというのは、今私の頭にはまだ具体的な名前がありません。ありませんけれども、多くの人たちと英知を結集して、この構想を形にしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私が懸念している、議員の中にも懸念があるんだと思いますけれども、一体何をメインにしてこの事業をやっていくのかというのをしっかりしなきゃいけないんじゃないかということと、施設はこれは補助金を得るなりなんなりすれば、これはもう今の公共事業、ばらまきの状態ではできるんですよ。できるけれども、二、三年後には開店休業の状態にならないことを我々多くの方は願っているわけです。道路端にそういうのが開店休業のような状態が十年後にはそうなっていたということにならせたくないなという思いがあるんです。

それで、人材育成を一、二年かけてやるんだということなんですけれども、何かまたハード面よりもこれが一番不安じゃないですか。町長の頭には今のところははっきりしたものはないんですと言っているんですけれども、何かあるんじゃないですか。あるから五百万もかけて、ちょっと高過ぎるなと思っているんですけれども、何かあるんじゃないんですか、頭の隅にでもいいんですけれども。どうなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

多くの予算を使って、あるいは補助事業を使ってハードな事業をやるからには、絶対失敗させないと。そして、我が町の全体のまちづくりの中での基幹産業の農業を考えると、あのスペースにあのぐらいの規模であつたらやっぱり周辺から埋没してしまうだろうということで、二年前から事務方にいろいろな意味でプロジェクトチームをつくらせて検討してきました。いよいよ大体多くの農業団体から今年度一年かけていろんな意味でプレゼンを受けましたので、そういうもろもろを受けてあそこを、あそこをというと、いわゆる食彩ときわ館のあの場所を拡充しながら、ただ農産物販

売の一点に絞ることなく、できましたら観光の人たちもバスをあそこにとめて、まずは農産物を買っていただきながら発信するものも附帯して整備していきたいということでございます。受け皿そのものはこれから人材育成して、どういう方をトップにしてというのはここからでございますので、その辺はもう少し時間を貸していただきたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これから人もお金もかけて検討するという事なんですけれども、私は個人的には現在の段階ではスモール・イズ・ビューティフルというか、小さくてしっかりしたもののほうがいいのかなど。直売所を拡大する、拡張することについてはやぶさかではないんでしょうけれども、そういう気持ちを持っております。なおかつ調理師、シェフ、それから販売・経営感覚を持った人、三色そろえなきゃならないわけです。二兎を追う者は一兎をも得ずというのものもあるけれども、三兎も追うわけで、加工でしょう。加工も含めれば三人の専門家がいなければ持続的な発展というのはないんじゃないかなと思っております。

関連して、直売所の話が出たので、全くちょっと関係ないかもしれないですけども、板柳の方面に行く道の駅のトイレなんかあるでしょう。あれも藤崎の管理になっていますよね。あれの水道が爆発したり、それから常盤の食彩館もトイレももっと開放的にするとか、そんな身近なことも含めてやっていただきたいなと思っはいるんですけども、その辺はどうですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

基本構想はそういうもろもろも入ってのいろいろこれから構想段階に入りますので、今、浅利議員がお話ししたことを全て組み入れた形で構想に入ると思います。構想ができ上がるのが恐らく次年度の後半、今年中の末になるか、あるいは年が明けるかもわかりませんが、その際には議員の皆さんにある意味でオープンにしてまたいろんな意見を出していただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで十三番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

次に、五番奈良岡文英君に一般質問を許します。

五番奈良岡文英君。

〔五番 奈良岡文英君 登壇〕

○五番（奈良岡文英君）

きょう最後の発言者でありますので、よろしく願いいたします。五番奈良岡文英であります。

平成二十六年第一回定例議会に当たり、町政全般について質問させていただきます。

平田町長におかれましては、平成二十三年十一月に就任してから三年目を迎えることになりました。就任以来、町民が主役の活力あるまちづくりを町政の第一のスローガンに掲げて、持ち前の体力と馬力とそして大きな声に物を言わせて機関車のごとく頑張っていることと思います。また、一方では町内会ごとにまちづくり座談会を開催しているように、一旦立ちどまり、より多くの町民の声に耳を傾けてご意見ご要望を吸い上げて、開かれた町政を進め、明るく住みよい藤崎町を目指してほしいと願うものであります。



それでは、通告しておいた内容に沿って順次質問していきたいと思ます。

まず、政府は米の過剰生産を抑制するため進めてきた減反政策を平成三十年度をめぐりに廃止することを決めました。減反政策は昭和四十年代に米の過剰生産が問題になってきたことで、昭和四十六年から米の生産抑制政策として本格的に導入されました。私たち日本人の主食である米の生産量を抑制することで、供給が過剰にならないように生産者ごとに目標値を配分し、目標を達成した農家については交付金を支給するというものであり、現行制度では作付面積十アール当たり一万五千円の交付金を支給し、これが二十六年度には七千五百円に半減し、段階的に減らし、平成三十年の減反廃止と同時になくなるというものです。減反政策はその大きな目的である米の過剰生産を抑制し、米の価格を維持するというある程度の目的は果たしてきたと思ますが、一方では日本人の米の年間の消費量は過去五十年間で半減し、年間一人当たりの米の消費量は六十キロを割り込んでおります。

減反政策は米農家の農地の集約による大規模化を妨げ、また消費者のニーズに対応したいいわゆる売れる米を生産するものではなく、一定の価格が維持され、ある程度の収入が保障される、そして生産コストが高い小規模な農家でも経営を維持できるという反面、規模拡大を目指す意欲的な生産者が育たずに、世界的競争力の低下を招いてきました。今進められているTPP交渉の妥結をにらみ、海外の安い農産物に対抗できる生産コストのかからない大規模農家の育成が急務になってきていると思ます。これまでの米政策は私たち農家にとっては猫の目農政と言われるように、数年に一度のペースで政策転換が行われ、安定した長期的な営農計画も立てられない状況であり、このように目まぐるしく変わる農政では将来を目指す意欲のある若い担い手も育たないことでありましよう。

こうした中で減反廃止という米政策の大転換、米農家はこれから先どのように対応すればよいのか、関係機関から情報収集を図り、早目に有効な対策を立てて農家の不安を払拭する必要があるのではないのでしょうか。町長の考え方を伺うものであります。

近年、農業農村を取り巻く状況は農家戸数の減少や農村の高齢化が進む中で、農業農村が将来にわたり持続的に発展し、活性化していくためには意欲のあるすぐれた経営能力を身につけた青年を農業に就農させていく必要があります。担い手対策が急がれる背景には、農業をめぐる社会情勢の変化、農業の基本構造の変化により、昭和二十五年には農業就業人口の割合が国内の就業人口の四五%であったものが平成十二年には四・五%までに劇的に減少していること、そして農業就業人口の高齢者の割合が日本で六〇%近くになっていて、農業生産基盤が弱体化し、このことが耕作放棄地の増加や農村地域の衰退などにつながっております。将来、藤崎町の農業を支える認定農業者、担い手農家、農業後継者、集落営農組織を育成し、魅力ある農業農村を築き、農業の持つ多面的機能の維持発展を図っていく必要があるかと思えます。今新たに農業を始めようとする人が技術の習得や生産販売または経営のノウハウの取得というような不安を解消し、安心して農業を始められるようにサポートする体制を構築する必要があるのではないのでしょうか。我が町の新規就農者への支援について伺うものであります。

青森リンゴは明治八年に導入されてから百三十八年の歴史があります。その間、大勢の先人たちの努力、研さんの積み重ねで今日に至っております。今では栽培面積およそ二万一千町歩、生産量は日本のリンゴのおよそ五〇%であり、試験研究機関はもとより、生産から販売流通まで多くの関連産業の人がかかわっている。津軽の風土と歴史、文化によってつくり出された、まさにリンゴ産業であります。青森リンゴを世界農業遺産に登録しようということを提案したいと思えます。既に五所川原農林高校や県のりんご協会などが中心となって、リンゴで世界農業遺産研究会を組織し、世界農業遺産登録に向けた活動をしております。

青森リンゴを世界農業遺産に登録する理由を次のように私は考えます。世界的にこれだけまとまった地域にリンゴが集中している地域はなく、世界的に見ても冬は豪雪、夏は高温多湿で日照時間が短いという厳しい気象条件の中でリンゴ栽培を可能にした剪定技術や実すぐりなどの高い栽培技術、病虫害防除というその防除技術を代々伝承してきているこ

と。また、高い技術によって丁寧に丹精込めて栽培されるリンゴは美しく、おいしく、またまさに芸術品と思えるほど素晴らしいものであること。農村社会の歴史、風土、文化に定着していて、関連産業も含めて地域経済に貢献していることなどが挙げられます。また、世界農業遺産登録することの狙いは、若者の定着や生産意欲の高揚、農業農村文化の重要性を再認識できること、青森リンゴにストーリー性を持たせ、リンゴのさらなるブランド化につながり、世界農業遺産のリンゴという新たな付加価値がつけられ、販売力の強化になることも期待できると思います。また、岩木山をバックに津軽平野に広がる春の桜とリンゴの花、秋の赤と黄色のリンゴ園の景観は観光振興にもつながっていくと思います。これら地域社会が将来にわたり発展、活性化を図れるものと思います。こうして考えてみると、青森リンゴは世界農業遺産に十分値するものだと考えています。

この提案を世界一の品種にまで成長したふじの発祥の地であり、リンゴの聖地であると認める藤崎町から発信していくこと、そしてリンゴ産業の将来を問いかけていく、このことに意味があるのではないのでしょうか。この提案を津軽一円に広げていきたいものであります。このことについて町長の見解を伺いたいと思います。

以上で、登壇での発言を終わらせていただきます。誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

五番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

それでは、今定例会最後の一般質問の奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、農業の振興についてのイの農政大転換「減反」廃止に向けた町の対応についての早目の対策で農家の不安を払

拭すべきではないかであります。今回国が打ち出しました米政策見直し等の改革について、まだまだ不透明な部分もあり、生産者の方も正確な情報を把握し切れていないような実情であります。そのため、先月末に国の担当者に直接出向いていただき、生産者の方への説明会を実施し、決して減反政策がなくなるわけではない、一部は廃止される制度もあるが、基本的な交付金等はなくならないとの説明をしております。生産者にとってはT P P問題と絡めて非常に不安が募るばかりではあります。正しい情報を正確にお伝えしながら、同時に町水田農業の将来のビジョン作成に早期に着手してまいりたいと考えております。

次に、口の農家担い手育成についての新規就農者への支援はについてであります。新規就農者支援対策、担い手育成対策につきましては青年就農給付金制度や経営体育成支援事業などの活用について関係機関と連絡を密にし、就業者の維持拡大に努めているところであります。先般の二月十二日、新規担い手育成協議会と町青年農業士、経営士との語る集いも実施されております。当町には剪定士や経営士など、リンゴ、米、野菜、花卉、畜産など幅広い分野における生産経営のプロがたくさんおられます。ぜひこの方々を新規就農者など若い担い手の皆さんの技術向上のため、そして経営向上のため、一役買っていただけるような体制を検討してまいりたいと思います。

次に、ハのリンゴ産業の育成についての青森リンゴを世界農業遺産に登録しようについてであります。世界農業遺産の指定につきましては世界で二十五例、そのうち日本では五例がございます。世界農業遺産は奈良岡議員がご指摘のように、二〇〇二年に食料の安定確保を目指す国際連合食糧農業機関によって開始されたプロジェクトであり、近代化の中で失われつつあるその土地の環境を生かした、そして伝統的な農業、農法、生物多様性が守られた土地利用、農村文化、景観などを地域システムとして一体的に維持保全し、次世代へ継承していくことを目的としております。

当町で生まれたふじが岩木山をバックに赤く実った景観はすばらしいものがあり、今回夢のあるご提案をいただいた青森リンゴを世界農業遺産に登録しようにつきましては、できるならばそうやってほしいというのが私の夢でもございま

す。しかしながら、全国の五〇%以上近い生産量を誇る青森リンゴにつきましては、一町村だけでかなえられるものではなく、我が藤崎町が今や世界一の生産量を誇るふじ発祥の地であることをいまだに知らない国民がたくさんおられることも事実であります。将来、青森リンゴが世界農業遺産に登録されることへの希望のスタートとして、まずはふじが藤崎町で生まれたリンゴであることを国内外に向けて発信していきたいと考えております。また、世界農業遺産登録につきましては、いろんな意味で弘前定住自立圏の皆様、あるいはリンゴ農業地帯の首長の皆様といろいろな協議を重ねていきたいと思っております。

以上、登壇での答弁を終わりたいと存じます。

○議長（野呂日出男君）

五番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、五番奈良岡文英君に再質問を許します。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

簡潔な答弁をありがとうございます。

我が町は農業が基幹産業だというのは町長初め皆さんご認識しているかと思いますが、今回の取り上げた課題についての答弁について、農業の町としてはもう少し具体的に踏み込んだ答弁があってもいいのかなという感じがしましたけれども、まず減反政策について質問させていただきます。

登壇でも申し上げたように、農政の大転換であり、水田農家の人は大変ことしは不安な気持ちでいると思います。今もう既に種もみの準備に入ったり、これからことしの営農計画はどうすればいいのかと。とりあえず種もみの準備だけは始めようという感じかと思いますが、答弁の中にあつた国の担当者の説明会を実施したということなんですけれども、具体的な内容、日時とかはいつどのような方を対象にやったんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

ちょっと聞き取れません。対象者ですね。その説明をした対象者ということですね。（「対象者」の声あり）

対象者については、実際米をつけている農家さん全てということになります。広報のほうに一応それも載せてございまして、常盤地区と藤崎地区を分けて時間をずらして実施したということでございます。全農家が対象です。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

町内二カ所ということであけたまわってよろしいですか。こういう時期が時期ですので、町内二カ所というわけではなく、各地域ごと、集会施設に出向いて説明するとか、そういうきめ細かな対応が必要かと思えますけれども、その辺については担当課、どういう認識でいらっしゃいますか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

確かにおっしゃるとおりでございますが、ただ、毎年、きのうからもう既に集落の説明会と同時に受け付けのほうも受けています。一応そのときに説明してもいいという、时期的にももちろん当然日にちがないものですから、それしかないのかなということでは当初考えていたんですが、ただ、今回、来年度から一応この改革、中身が変わるということで、

その前に一度はやっぱりやっておかないと皆さんも受け付けに来たときに、それをわかって来たのと来るのでは違うということでした。そのときに、先月末ですか、来られなかった人については、さっき言いましたようにきのうから行っています地域の集落の座談会、説明会の際にそれも絡めてのお話と、主にはそれを含めた形での、町ではじゃあこういう助成しますよというものになるんですが、当然その中でも話は出てきますので、そういうときはこの話は十分農家に対して説明するということで行ってございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

農政の転換期ということですので、農業の現場は大変混乱することが予想されますので、国、県の情報を早目に収集して、情報を受けるという受け身の姿勢ではなく、情報をむしろこちらから集めるという姿勢で、それを早く農家の人に伝えて早目の準備、対策を立てるということがまずは大切かと思っておりますけれども、その点について担当課と町長の考えを伺います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

先ほどの繰り返しといいますか、そうなりますけれども、今の集落説明会につきましては常盤地区で六日から七、八日、それから十、十一日、火曜日までということでございます。これは各センターを、多分皆さんに通知は行っていると思うんですが、各センター十一カ所を四日で回って説明会並びに受け付けを行うということでございます。それから、少

しその次おくれましてというよりも十二日から十三、十四日、三日間、それについては藤崎地区の各センターをその三日間で説明するというごさいます。先ほど言いました、その前の説明会、地域センターのほうから来てもらったというのが十五日ごろの、こちらでこれの改革について十分把握できる期間というのもなかなかとれなかったということと、結構急だったこともありまして、二月十五日の町の広報にご案内してごさいました。そして、二十八日に文化会館と文化センターのほうでその二カ所で実施したということごさいます。それが詳細ごさいました。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員が心配するのをもっともごさいまして、今、農政課長がお話ししたとおり、まずは二月二十八日に二カ所、常盤地区、農政局の職員に来ていただいて、その農政のシフト転換のことについてご説明させていただきました。両方で約七十名ぐらいと私聞いていましたけれども、今かみ砕いての地域に出向いての説明は今農政課長がお話ししたような形でいろいろ地域に入って行ってご説明していくということごさいます。

また、今後どのような形で藤崎の水田農業を考えていくのかというご指摘もありましたので、もう国の動向の情報が入ってきましたので、年明けたころに農政課長と課長補佐を町長室に呼んで、農家の方は不安もあるだろうと、しかしながら今の国の基準がこう変わったんだからこれにまず見合った形でいろんな意味での新規の事業もありますので、そういうものをもろもろまずは農政課でたたきなさいと。たたいて、農政課である程度の骨格のビジョンをまずまとめなさいという指示はもう出しています。その指示ができ上がったら、今度は両JA、そしてまた農業団体とひざを交えてその機会をつくって、我が町の水田農政をどうやっていくべきかということをいろいろ議論を深めながら前に進めていきたいという思いごさいます。



○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

町には千五百町歩の水田があるわけですし、先ほど浅利議員の質問の答弁の中にもあったように、長期的な水田農業のビジョンを打ち立てて、それに沿った町独自の水田農業施策を進めていくということも、国の農政に振り回されないで安定した営農計画を立てていくことができるかと思えますけれども、早目に水田農業の長期的なビジョンを関係機関と一緒に打ち出していきたいと思えます。

これから先、こういう農政が転換されてくれば小規模農家が離農する可能性があるだろうというのは予想されるんですけども、そういう受け皿として、あるいは大規模米農家、あるいは集落営農組織を育成していくことが一番手っ取り早いかなと思えますけれども、その点について集落営農組織とか農業法人を育成するという点については農政課ではどのように考えていますか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

今現在、集落営農組織といえる大きな組織、営農組合が一つございます。そこについては発足してからいろいろ周りの例えば高齢化で作業できないとか、もう仕事できなくなったという方々の農地を借り受けて集積して、その保存維持といえますか、維持をしているという状況でございます。ただ、こういうふうに水田農業についての改革ということで国から示したわけでございますけれども、TPPと絡めて非常にその経営には不安が出てくると。当然ながら、こうい

う話をすればあれなんです、小規模ではやっぱり経営は難しくなろうと、米では、そう思っています。そういうことも含めまして、やはり現時点で当町を見た場合に、私の考えですが、今、藤崎地区と常盤地区を分けた場合、藤崎地区にはまず最低でももう一つその営農組織が必要であろうと、私なりに思っています。常盤地区については、できれば今、法人とか結構大きな担い手の方が多いものですから、そういう方々をまた何人かを一つにして法人化するというような形が一番早いのかなということ、まずは常盤地区のほうは面積も大きいということ、できれば三つぐらいの組織があれば、経営していければなというようなことをちょっと考えています。こういうことで、先ほど町長のほうからもビジョンのお話がありましたけれども、それも当然ながら考慮に入っています。含めた形でビジョンの作成ということを進めていきたいと考えてございました。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

農業生産法人を育成するといっても、やる側はただかけ声だけでは手を挙げない。何かそこにメリットとか、町として誘導するものがなければそれは法人化、集落営農組織は組織化してはいかないと思うので、そういう有効な施策を打ち出していくべきじゃないかと思います。

次の質問の新規就農対策とも関係してくるんですけれども、実際のところ農業生産法人と言われる組織と認定農業者と言われる経営体は町内には幾ら存在するんですか。認定農家の戸数も含めて。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

認定農業者登録法人も含めて二百十八あります。その中で、ちょっと私は内容的な資料を持ってこなかったんですが、組織経営体が三団体だと記憶しているんですが、正確にはあれなんですが、三か四だと思っていました。その二百十八のうち。よろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

それでは、新規就農者ですけれども、二十五年でもいいです、二十四年度でもいいですし、国の就農給付金の制度が始まってからでもいいですけれども、いわゆる新規就農者と言われる人は何人ぐらいいるんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

平成十四年からのものはちょっとこちらで把握しています。平成十四年から二十五年、去年の四月までの間の新規就農者としてこちらで把握している部分が三十三名ございます。ちょっとこの中ではダブることになるんですが、この中で青年就農給付金をもらっている方々もその新規就農者ということになりますが、それが二十五年で給付金をもらっている方が十一名ございます。これはダブっている方もおられます。一応こちらで把握している部分というのは以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

三十三人の中に十一人が含まれていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

はい、含まれています。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

そういう新規就農者が十年間の中に三十三人出たということで、数字は多いか少ないかは別として大変喜ばしいことだと思います。それらの人が農業経営に携わって、将来町の農業を担っていくということになることは私も両手を挙げて応援していきたいと思うんですけれども、昨年常任委員会で北海道のむかわ町にこの新規就農対策についてというテーマで研修する機会があったんですけれども、そのむかわ町では町の関係機関が一丸となって役場、農協、普及センター、あるいは農業法人とかが一体となって協議会をつくって新規就農者に対して支援をしていくということをやっているわけなんですけれども、経営的な面、技術的な面、販売の面、あらゆる面からサポートしているんですけれども、こういう事例があるわけなんですけれども、町長としてはそういうことについてどのようにお考えですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員がお話しされたとおり、親御さんから指導を受けながらやっている方もありますし、あるいはまた親御さんがお勤めしておじいちゃんと代を引き継いでやっている方も中にはあるみたいでございます。先般、二月十二日、町新規担い手育成の皆さん、もちろん今給付いただいている方も入って、青年農業士あるいは経営士の皆さんとの意見交換会の場にも私もちょっとお邪魔させていただきました。例えばリンゴに関してみれば、共防連も、あるいはわい化研究会もいろいろな団体が地域に根差しておりますので、稲作は稲作農家、あるいはリンゴはリンゴ、あるいは花卉は花卉という形で、技術指導そしてまた経営指導もできるような体制を構築できれば、これは年間通していろいろタイムスケジュール組んで指導もできますので、できるだけ早くそういう体制ができるように関係機関とちょっと協議させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

各団体が個別にそういう支援活動をして大きな力にはなっていないと思いますので、関係機関一丸となって協議しながらやっていくことが必要かと思えます。その仲介役になっていくのが町の農政かと思えますので、そういう農業行政を展開していただきたいと、これが担い手の育成につながっていくと思いますので、ぜひ今町長が言ったような内容のことを強力に進めていただきたいと思えます。

次に、世界農業遺産についてですけれども、登壇でも申し上げたように、五所川原農林初め各津軽地方の農業高校やりんご協会の人たちがもう既に研究会を発足して、青森リンゴを世界農業遺産に登録しようということで勉強会を開いているみたいなんですけれども、このことは藤崎のことでないのでここで取り上げなくてもいいんじゃないかという声も

ないわけではないんですけれども、私はこういうことを藤崎から発信していくことに非常に意味があると思うんですよ。ふじの発祥の地でもありますし、ふじを育種した国の研究機関もあった。藤崎園芸高校のりんご科もあって、いずれなくなるといふ状況でありますし、町長さん持ち前の発信力で町村会あたりの会合に行ったら、ぜひこういう発想の転換といたしますか、こういう発想もあるんですよということを申し上げていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺について町長はどう思いますか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今、奈良岡議員からご指摘いただいたことを胸に秘めまして、まずは定住自立圏、これは弘前を中心に八市町村があります。これは産業、医療、教育あるいは文化、もろもろいろんな協議させていただいております。その中でまずは発信してみようかなと思っております。あるいはまた、六月三日は県知事それから部長部局と県内の四十市町村との合同の政策協議あるいは要望事項をする年一回の会議があります。その辺でも私が今ご指導あったその件をちょっと提案してみようかなと思って、早速事務方にいろんな方面で協議して、何か提案書をつくって、その中で提言していきたいと思っております。あるいはまた、りん対協とか、あるいはJAさんともまたこれは協議していくべきことですし、もちろんりんご協会とも協議すべきことだと思っております。連携をもってやっっていけば早く加速すると思っておりますので、その辺の核となるよう鋭意努力したいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

関係市町村、関係機関、いっぱいあることですので、その辺との連携は十分図りながら、何だ藤崎だけ突出してというふうな、逆にそう言われる可能性もないわけではないので、その辺は十分連携を図りながら実現できるように進めていただきたいと思います。

この辺でこの質問を終わって、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

これで五番奈良岡文英君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後二時四十二分

---